

令和元年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和元年9月6日（金）午前9時開議

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	白井住三子	産業振興課長	手塚和夫
総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
睦沢町農業委員会 事務局長	手塚和夫	教育長	今井富雄
教育課長	中村年孝	教育課主幹 (指導主事)	久我英治
選挙管理委員会 書記長	鈴木庄一	代表監査委員	生田昌司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 麻生 健介
書 記 岡本 理奈

議事日程(第2号)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成30年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成30年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成30年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (総括質疑、決算審査特別委員会の設置及び付託)
- 日程第 2 決算審査特別委員会委員の選任
- 日程第 3 議案第 1 号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第 4 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 8 議案第 6 号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 日程第 11 議案第 9 号 睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 財産の無償譲渡について

日程第 1 3 議案第 1 1 号 契約の締結について

日程第 1 4 議案第 1 2 号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 5 議案第 1 3 号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（質疑・討論・採決）

追加日程第 1 発議案第 1 号 睦沢町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎認定第1号の総括質疑、決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、認定第1号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから総括質疑を行います。

まず最初に、平成30年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

それでは、質疑のある方はお願いをいたします。どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 第一に、財政の現状認識についてお伺いしたいと思います。

町長は、依然として地方交付税の依存財源に頼っておりという表現でありまして、この表現のところをずっと見ますと、地方交付税の交付団体になっていないことがあたかも不健全なことのように感じられる表現になっているわけではありますが、全国の市町村1,724のうち、交付団体は77しかありません。この論理を言葉どおり読めば、地方自治体の実に95%は不健全財政だということになってしまいます。ですから、監査委員の報告は、非常にそこは慎重にやっているわけです。地方交付税の依存は多いというが、頼っておりというような表現はしていません。そういう意味で、私は、こうした認識でやってしまうと、とにかく地方交付税に頼るところから脱却をすることが目標のように、これはとても全国的なことを考えても無理な話でありまして、この立場ではとても私は納得いかないわけがあります。

町長もご存じのように、地方税法の第1条では、色々ありますけれども、そういう中で地方交付税というのは全国の基本的に平等な行政運営を出来るようにということで、戦後きちんと分けたということで、つまりこれは頼るというものではなくて、当たり前国民が平等に、日本国民として地方自治体でも生きていけるということを基本にしている法律でありまして、こういう表現の仕方だと大変誤解を受けるというふうに思うわけがあります。

しかも、千葉県の不交付団体を見ても、市川、成田、市原、君津、浦安、袖ヶ浦、

印西、これは国の戦後の高度成長で、国策として産業の施設集中、それで農村から都市への労働者を集中させたこと。それから、東京の一極集中型の施策でありますから、これは地方自治体が独に出来たものではありません。これは国の施策としてやったわけでありますから。ここから脱却するなどということは、現状では全く絵そらごとになってしまうのではないかと思います。

こういう表現を私は撤回すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、国の制度として、どうしても税収が偏ってしまうということの中から、この地方交付税制度があるということで、議員のおっしゃるとおりだと思います。

ここに頼っておるという表現が若干ふさわしくなかったのかなと私も思います。これについては、次回から気をつけたいと思います。

また、特に今オリンピックを控えて、ゴルフ場利用税、これを廃止しようという動きがあります。こういうものについても、今お話があるように、自主財源、特に田舎に多いゴルフ場利用税ではございますので、こういうものをしっかりと堅持していこうという気持ちの強いあらわれが、こういう間違った表現といえますか、誤解を招くような表現になったことをおわび申し上げたいと思います。

今後、気をつけて参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） スマートウェルネスタウン、道の駅などはもう始まっておりまして、10月から正式でありますけれども、これもう一回確認をいたしますけれども、債務負担行為等の問題がありますけれども、道の駅のこの事業というのは、計画にある期限までは確実に業者がその仕事をやり遂げるということを確信を持てるかという問題です。

業者がそれを何かの売り上げ等の問題で中止をするという場合の条件というのはあったと思いますけれども、そういう可能性はないというふうに言い切れるかどうかということを一つ確認しておきたいと思います。

それからもう一つ、交通弱者のためのワークショップの開催ということも述べられておりますけれども、これも私は以前から言っておりますが、改めてお聞きをいたしますが、私はワークショップというのは、ある一定の効果を上げていると思います。ただ、こういうものは、部分的にやることも大事ですけれども、せつかくの総合戦略の時期でありますから、全

庁的な政策課題ということで前ばかり言うておりますが、例えばまちづくり委員会だとか、そういう全てのことに、まず住民の自由な発想、意見を聞くということを前提とすべきではないか、そういうことをこの決算の中では、ワークショップはよかったという一面的な表現だけで果たしていいのかということで、この教訓として、私は今の時期は、全庁的な課題を町民から聞くという、そういう姿勢が必要ではないかというふうに思いますが、いかがかと思えます。

それからもう一つ、公共施設の問題で様々、あれをしました、これをしましたと。特にゆうあい館のほうについては述べられておりますけれども、公民館も含めまして、私は若者、これから若者住宅ということでやってきましたけれども、ある意味ではそういう若者向けの音響を含めた視聴覚、それから書籍、こうした対応を、専門家の協力なども含めましてやるべきではないかと。つまり、色々なことを若者がやりたいと言った場合に、プロの色々な音楽だとか色々なダンスだとかといった、そういうところでやっていらっしゃる方もあるかとは思いますが、町としてもそういう若者を対象とした施設の改修や、それから機材の改修などをやって、子育て支援の町として大いに私はアピール出来ると。つまり一段階、私はある意味で終わったと。次の段階、ソフトという形も言われております。ソフト面での人材という側面、それから、機材という側面。公民館なんかは本当に私から言わせればお粗末という、昭和の中期位の感じのものでありまして、現代の若者ではとても能力には対応出来ないようなものもあると思えますが、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、スマートウェルネスタウンの関係でございますけれども、これが継続して二十数年間きちんと出来るのかということでございますが、契約上、二重、三重にチェックする、一つが駄目になったら次の展開をするという形をとっております。

また、チェックも一機関ではなくて専門的な機関も入れて、中身について検討、チェックをしていくという体制をとっておりますので、そこら辺については万全だというふうに感じております。

これは、ご承知のとおり、一つには銀行があるし、一つには専門的な機関も入っているということで、二重、三重になっているというふうに考えておるところでございます。

それから、交通関係のワークショップとか色々な形があって、これからはハード部門が今まで大分重視してやってきましたので、これからはソフトでいくんだということで考えております。議員おっしゃるとおり、また町民からの幅広い意見を聞きながら、それを今作って

きたものに対してソフト面を充実させていく。また、公民館とかゆうあい館、ここら辺についても、議員おっしゃるとおり、この機能が十分に発揮出来るような形を整えながらソフト面として充実をしていくということは当然のことだというふうに考えております。

また、従来から申し上げているとおり、この7,000人規模の町村にしては、こういう施設等についてはかなり充実している点もございます。

ということで、これをどうやっていかに運営していくか、また、それをソフトとして充実していくか、それによって町民の幸せにつなげるということも、これからソフト面を自立することによって十分出来るであろうというふうに考えておるところでございますので、そういう決意のもとで、これから事に当たっていきたいというふうに考えております。

また、議員におかれましては、広い知見の中で色々ご指導いただければありがたいというふうに感じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私はその抽象的な話を聞いているわけではなくて、道の駅などについては資本主義ですから、それはそこで独自に大もうけをするという施設ではないとしても、それは売れるか売れないかで、物事は競争の時代でありますから、絶対ということはありません。あくまでも相対的なものであります。

では、別の聞き方をしますが、業者が撤退の決断をせざるを得ないような条件と、その場合の、これは最悪のことを言っているんですよ。なって欲しくないから言っているわけ。その場合の条件と、それからその場合の町の対応ということではどうかということです。つまり、その条件は絶対にあり得ないなということは、それこそあり得ないわけで、どういう条件の場合にこれは撤退ということを考えられるのかということまで、やはり私ははっきりしていくべきだと。個々ではこれまで説明を受けてきましたよ。この時期でもう一度明らかにしていただきたいということなんです。

それからもう一つ、今答弁がなかったみたいですが、公共施設、私も色々な公共施設を見ているけれども、結局住民が色々利用するというのは、箱を作ってしまう後追いというところは、それでいいだろうというのはすごく多いんですよ。

だけれども、今のような科学技術が大いに進んだ段階で、特に若者がどんどん新しい技術を取り入れて、自らの文化的、芸術的な能力を広げるといふ時代に、私はどういうふうにするかは色々ありますよ。科学技術館みたいな物すごいものは要らないと思いますが、最低の

こうした音響、視聴覚、それからそうした関連の書籍を特別に重視するとか、それから、指導者ですね。今は福祉関係でボランティアをやって、これは非常に私の感じでは、人から人へ伝わって、じゃ私も参加しましょうという流れで、これも私は、睦沢町は先進的だと思うんですよ。町長がそういうふう判断をされて、地域ごとにやる。松戸なんかは一つか二つ位でかいのを私が行ったときにはやればいいということでしたけれども、これが非常に効果を私は発揮していると思うので、こうしたところで、ソフト面といった場合に、一つは建物を作りました、箱を作りましたと。もう一回壊してやれということじゃありませんよ。その対応ということで、一つやること。それから、専門家。もともと色々な形でやった専門家の方にも協力をいただいて、若者とそれから高齢者の方々の技術をその中でも習得して、若者と交流出来ると。これは私は有効だと思うんですよ。そこに町が入ってくると、安心出来るでしょう。そういうところを、今やれということではありませんよ。是非検討していただきたいなというふうに思うので、これは提案をしたところであります。

それから、もう一つですけれども、妊婦の一般健康診査費用の上乗せの限度額の増額ということになっております。これどういう根拠でやられているのかわかりませんが、これも睦沢町の非常にすぐれたところですよ。

それから、生まれてからずっと中学校まで、基本的に同じ保健師さんなりなんなりが対応出来るというような、そういう一貫した流れの中で、安心して相談出来るし、子育て出来るというような条件が出来ている段階で、あげるんだったら、もっとどんとあげるとかいうふうなことを思うんですけれども、これ何かあったのかなということですよ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） スマートウェルネス関係の契約内容については、担当課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

それから、箱を作った後の要は活用ということで、実は先日、スマートウェルネスタウンがソフトオープンをしたわけですが、そのときにソプラノ歌手、地元出身の方に披露していただきましたが、その方をお招きして、中学生・高校生を対象に、教室を生涯学習という面において開いていただきました。

また、そこら辺については、教育委員会としても、これからそういうところに力を入れていきたいということで話をさせていただいております。そのようなことで、議員がおっしゃることも、既に教育委員会としてやっていただいているというふうな認識を持っております。町としても、そういうものを後押ししながら、若者がそういうことに、色々な分野に興味を

持って精通出来ていくという後押しをしていけるような体制をこれからも作っていきたいというふうに思いますので、議員おっしゃるとおりだなというふうに感じているところでございます。

あと、妊婦関係等については、担当課長のほうからご答弁させていただきます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

スマートウェルネスタウンの撤退をする可能性というか、そういう場合はどういうところが想定されるのかということだと思えますけれども、まずは大規模な災害、もう施設が使えない位になってしまったというときには、これは当然撤退ということになります。そして、もう一つ大きいのは、町の政策変更があった場合には、沿っていけないということになれば、これは撤退ということになるかと思えます。

そして、事業の行き詰まりということもあると思えますけれども、この辺については、先程町長がお答えさせてもらったように、あらゆる角度から検証して、行き詰まらないようにしていくということで考えています。

また、行き詰まったときは、事業者にもう少し頑張ってもらうためにということで、ペナルティも科すことになっていきますので、そのペナルティが科せられないような努力をしてももらうということでございます。事業者のほうにも20年間、新設を指定管理させてもらうということで、かなり張り切ってやっております。20年間お付き合いさせていただきますということも言っておりますので、確信ではないですけれども、信頼をしてつき合っていきたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

妊婦の一般健康診査の費用の助成の件でございますけれども、こちらにつきましては、本町が子育て支援の一つといたしまして、平成21年度から管内に先駆けて実施していた助成でございます。それが近年になりまして、産院側から妊婦が任意で受ける部分の助成を求める声があったということでございます。そういうところで、近隣の市町村が検討を始めまして、長生村が29年から2,000円を限度として始めたということで、30年度にかけて管内の市町村が統一して助成をしようという動きがありまして、PRのチラシも含めて、30年度から2,000円ということで管内の市町村が一斉に助成を始めました。

この金額につきましては、当初、本町については1,780円から始めたわけでございますけれども、これは医療機関によりまして、また、妊婦が任意でどういうものを受けたいのかによりまして若干違うんですけれども、当初任意のものとしては、1,780円位がいつも上乗せになっていたということで、その金額で設定したようでございます。

ただ、時代とともに、任意で受けるものの金額も上がっていますし、管内の財政事情もありまして、一斉に同じようにまたスタートするということで2,000円ということで合意形成をしたというふうに聞いております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 例えば、こういうところで私はやっぱり睦沢町の先進的な努力の積み重ねが、郡内でもこれはいいんだということで、ある意味じゃ私は睦沢町のこういうことが見本になって広げたということで、これは私は大いに素晴らしいことで、子育て支援のところでは、そういうのはもっともっと私はアピールすべきだと。若者が住みやすい町ですよというようなところは、大いに私は言って行って、人口の急減を防ぐという基本的な確たる信念をお持ちのようでありますから、その辺は、こういったところも目を向ける必要はあるのではないかなというふうに思います。

それから、今言いましたけれども、いわゆるプロでやっていた方、ずっと帰国してこちらにいらっしゃるということでもいいんですか。たまに。そうですか。ずっといらっしゃれば、私、素晴らしい方で、経歴見てももちろん素晴らしい方でありまして、一時的にというんじゃないで、やはりこれからは芸術文化は若者だけじゃなくて、住民がどういうふうに積極的に参加して自ら作り上げるというような、そういうところにこうした専門家の協力を私は、そういう視点をやるべきだと思うんです。あります、あそこでやってください、これ使ってやってくださいではなくて、今それこそ人生100年時代とか何か言われていますけれども、高齢になっても色々な様々な能力を発揮するという新しい時代ですから、そういうところで専門家の協力、それはクラシックだけじゃなくて、ロックだとか、ダンスだとか色々あるわけですから。そういう意味でのソフト面の協力と。これが私は次の大きな問題だと思うんですよ。

福祉ということで高齢者だとか、そういう部分はもちろん大事ですけれども、もっと眠っている町民の文化、芸術への思いを発揮させるということで、最初の取り組みとしては私は非常によかったと思うんです。それをきっかけにして、出来ればもっと住民が参加、自ら参加出来るような、色々なあれがありますよね、今も。一定の専門家の人が来て、やっている

ところがありますけれども、ただ、若い世代というのはとても少ないんだよね。だから、もっと若い世代でやってもらえるような、そういうことも是非課題の中に入れておいていただきたいというふうに思いますので、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、職員の人材育成ということを言われておりますけれども、これを見ると、私はこの人事管理という面、これは非常に強い感じがするんです。こうしないようにとか、職員がこうならないように、ああならないようにと、否定的な側面を取り上げて、そこをしない、そういうことにならないようにということではなくて、私は今大事なのは、職員が様々な失敗をするかもしれないけれども、積極的に意見を具申していただく、そして職員が自ら自分の生き方として、また、全町民の利益を奉仕する。住民全体の奉仕者として頑張る。町長のことをきちっとやっていけばいいんだということではなくて、どんどんそういう意味で意見を上げさせてもらって、能力を発揮出来るという視点が一言欲しい。

わかりますよ。こういうふうにしたということは、色々な不祥事がないようにとか、何かそういうこともあると思うんですけれども、私はもっと積極的な視点でこれからやるんだという姿勢がこの総括の中になかったのはちょっと残念だなと思ったので。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、町民が健康で明るく生活出来るというようなことを目標にやっていきたいというふうに思っておりますが、そのためにはやっぱり、ある程度場所の確保、それに対してソフトの充実ということがあると思います。

そういう観点から、上市場につきましては、もとの保育所、あの場所を社会福祉協議会を中心として、あそこに、昨日もありましたけれども、居場所づくり。それから、年寄りだけではなくて、若者から年寄りから、全てが出来るような居場所づくり。公民館、総合運動公園、ゆうあい館は当然ですし、また、k i tみずさわにつきましても、あそこに進出した企業が、地元とうまくやっていきたいと。また、地元の活用も大いに進めていきたいということをお願いしております。当然にして、また、スマートウェルネスタウン、新しい道の駅もそういうものになりますけれども、こういうあらゆるところを使って、1箇所だけではなくて色々な場所で、また色々な人が携わることによって、人によってはあの講師はちょっと苦手だから、こっちに行きたいとかということが実はあるんですね。そういうことで、3箇所、4箇所を使いながら、色々な多様なものを催しながら、これから進めていく。そういうことが、これからソフトの充実という面で、この辺を強化していきたいというふうに考

えているところでございます。

あと、職員のあり方でございますが、実は他から来た企業の方、色々な方とお話しする中で、町長、睦沢町というのは町長の分身が5人、6人といえるんだね。それは、決断が早いと。伸び伸びと仕事をしていると。何でそういうことが出来るんですかということも聞かれますが、私はある意味一つには、規模が小さい。適正な規模。よく言われておりますけれども、私は逆に小さいことが非常にいいことだなというふうに感じております。それは何でそういうことが起きるかという、報連相とよく言われますが、報告だとかそういうものが素早く迅速で、すぐ対応が出来る。これから目まぐるしく変わる時代でございますので、特に私は民間をうまく使っていききたいというふうなお話をしております。

そうしますと、民間もやっぱり決断が早いわけですね。いや、ちょっと待ってくださいといったら2か月、3か月たってしまうと、もう企業は違うことを考えておりますので、追いついていかないということもございます。そういった面において、職員が非常によくやっていただいております。

また、報告が非常に速いということで、結果的に私と職員との意思の共通がされているということにおいて、職員がどんどん先に進んでいけているのかと。ですから、これからの風通しのよさを、特にそこら辺は、私もよく外に出ておりますので、副町長に中をまとめてもらっておりますが、いないときには、副町長が間に入ってそこら辺を私に伝えたり、直接職員に指示しながらしております。この体制をもっともっと風通しがいいことをすることによって、町が民間をうまく活用しながら、少ない財源でも物事が出来るという方向につながれば住民の幸せ、あるいは健康というものもより多くつかめるのではないかというふうに思っております。

ということで、議員がおっしゃっている、そのとおりだというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 今のお話の若者の教育なんですけれども、私たち睦沢町教育振興基本計画の中で、若者の才能開発というところで、睦沢教室を開いております。それが一つ、先程町長が申し上げました、日向野さんと呼んだのは、中高生のオペラの勉強でございます。その他にも色々な分野から、いわゆる高度な学び、刺激を受けて、子供たちが新しい自分の才能に気づくというような、そんなことをこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 税金の徴収業務についてまず伺いたいですけれども、これを見ますと、税務班を中心に、休日とか夜間とかに徴収業務をされて、色々努力されていらっしゃるというのはわかります。大変だなということはわかるんです。

この辺のところ、以前はその辺の回収は、私も民間のときは、裁判官と一緒に債権回収に行って、赤紙張りをしたことがあるんですが、それ以後、法が整備されて、回収される側のほうの身分を守られるようになってきたわけですが、この辺のこと、抵触しない部分でやっていると思うんですが、その辺はどうなのか。

それから、やはり税金を納められない状況というのは、大変経済的に厳しいという状況だと思うんですね。したがって、こういった方々はずっとそうではないと思いますので、何とか生活再建が出来るようなそういった手助けというか、例えば社会福祉協議会につなぐとか、そういったこともやってはいるんだろうと思いますが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、私のほうからは概要についてお答えさせていただいて、細かいことについては担当課長のほうからご答弁させてもらいたいと思います。

まず、議員おっしゃるとおり、やはりそのときにたまたま個人が乱雑にお金を使ってしまったあげくが、たまたま大金が入ったので、また大金が入ることになると、税金もいっばいかかるんですね。そういうときに滞納になってしまったとか、色々ケースがそのときによって違うわけですが、そういう中で、やはりきちんと税金を払うためにどうするかということで、それについては、当然、不動産調査とか色々なことをしております。また、現金の調査もしております。不動産がある場合には、有効活用しているかどうかということも見させていただいて、ある意味、町が不動産業者ではないんですが、それが有効活用することによって、その方の生活のプラスになるというようなことに資すればということの協力が出来ればなど。そうすることによって、後々税金が払いやすい体制を作るとか、あるいはまた、本人の意識を変えとかいうことも含めて、ただ単にお金を徴収するだけではなくて、その次に踏み出すことも考えながら対応しているというのが実情でございます。

また詳しいことについては、担当課長のほうから。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 滞納者のところについては、一応うちのほうとしましては職

員2名が行って、1番初めに、どういう状況で滞納しているんだという形のものをよく聞きまして、たまたま生活で一時的に払えないというようなことがあれば、分納誓約という形で分納をして、要は額を少し、毎月決まった額を払えるということで、収入が安定した場合については、そこからまた増額をして完納するよというよという形で、住民とそのような形で話しながら、一応滞納の徴収のほうはしております。

また、あるのに払わないような方、それについては預金調査等をしまして、預金があるのに税金を払わない場合については、預金の差し押さえ等で、税金のほうを徴収しているというよという状態でございます。

また、人によりましては、日中なかなか来られないという方については、時間を、また、徴収補助員がおりますので、徴収補助員と連絡をとりながら、その辺はある程度納税者に払いやすいよという形はとっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 徴収補助員さんとの連携なんですけれども、国民保険、後で出ますけれども、国民健康保険の未納も大分多い。保険料がですね。こういった方のほうも、一緒にやっているということでもいいんでしょうか。とりあえず、そのことですね。

それと、生活再建へつないでいるという、そういった何か例などはあるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 不動産が有効に活用されていない場合、その場合に相続人がいる場合等もありますので、その相続人に相談をして、相続の関係の印鑑をもらったりしながら、その財産を売却して税金に充てると。また、その一部を生活のほうに充てるというよという形をしながら、一緒になってやっていくと。逆に、そこまですると納税者のほうも、町にここまで面倒を見てもらったという気持ちが湧いて来るよという、自らまた仕事をする意欲も湧いて来るよというよでございます。

そのようなことで、私も税務課長を長くやらせてもらいましたけれども、そういうことの中から、少しずつ納税意欲だとか、お金の管理だとかいうほうに変わって来る方も、全員が全員というわけにはいきませんが、一割前後はそういう形が見えて来るよという中身でございます。

あと、他については、担当課長に。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 先の例ということですがけれども、田んぼ等を持っていただけれども、自分では使っていないで、作ってもらっているような方にその田んぼを買ってもらうというような話を過去にして、実際にそういう形でその田んぼ等を買って、そのお金で税金のほうに充ててもらったという過去の例はございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） ご苦労さまでございます。

それで、今度は違う件ですが、プロモーションフィルムを作りまして、ショートムービーですね。素晴らしくいいなと私は思っています。

あれだけいいものを出来ておりますので、これがどの位、町の例えば移住に役立っているかとか、あるいはこのビデオはどの位の方が見ているか、町のホームページを通して見るケースが多いと思うんですけれども、その辺の数字とか、それから、私もこのショートムービーが素晴らしくいいので、多分ユーチューブあたりで相当反響があるだろうということではちょっと見てみましたら、思ったほど伸びていないんですね。逆に、睦沢で1番見られているムービーは、防災行政無線から流れて来るチャイム、「家路」というメロディが流れますね、夕方ね。これが、夕焼けの睦沢の平凡な風景をバックに、行政無線から「家路」というメロディが流れて、最後にお家に帰りましょうという、たったそれだけのことなんです、これが断トツに視聴率がいいんですね。ですから、その辺のことも含めると、今後、やはり睦沢らしさというのはこういった部分かというような気がしますので、その辺のところを含めて、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） フィルムなんですけれども、成果として、周辺地域からの移住とか、これは引っ越しではなくて、少し離れた都市からの移住が促進されることとか、自然に囲まれて何か楽しいことを始めたいという移住希望者に対してのアプローチになるのかなというふうには思っております。

これは、実際に新しいお店などのサービス業が増えていくと、住民が増えるということだけではなくて、町への来訪者を増やすということにもつながりますので、このフィルムとしては、すごく期待をしているところでございます。今後、おっしゃるように、移住関連のイベントなどのツールとしても活用して参りたいというふうに思っております。

今現在、道の駅でも発信をしておりますし、東京の日本橋のほうの千葉銀行とも協力をし合って、その千葉銀行のほうでも放映をしてもらっているということもあります。

また、これから色々と足を運んで流してもらえそうな形をとって行って、それが移住につながる、町のPRにつながるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、またこれから色々なことを展開していければというふうに思っております。

〔「カウントわかりますか」の声あり〕

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） カウント、ユーチューブのほうで、先日見たら2,000から3,000位だったかなというふうには思っております。

他でも見る機会があると思えますけれども、そちらのほうはちょっとカウントがわかりません。これからまた続編も作っていく予定ですので、それも併せて放映させてもらって、もっともっと睦沢町を知ってもらうように努力したいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） このプロモーションフィルム等でございますけれども、町をPRすることによってさしてもらっているわけですが、これ実は今議員がおっしゃったように、本当に睦沢の素朴なものというのは、これがいいんだということで、なかなかずっと古くから睦沢町に住んでいた方はそのよさが実感として湧かないというのが実態だったというふうに考えております。

このプロモーションフィルム等につきましては、他から睦沢町に入ってきて、あるいは睦沢町で起業をしてという方たちが非常に頑張ってくれております。そういった意味で、他から来ると睦沢のよさが非常にわかる。あるいは、都会の喧騒の中にいた人がこういう田舎に来ると田舎のよさがわかるということで、そこら辺を非常に発信していただいております。

また、そこら辺を、そういう人たちが自由に活動が出来るような支援を町としてもしていけば、もっともっとまたいいものが出来ていくのかなと。また、発信も大いに出来るのかなというふうに考えております。

そのようなことで、また議員の皆さんも、これはよかったよというようなものがあれば、是非声を聞かせていただければ、また励みになるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○1番（丸山克雄君） 最後、3点目です。

○議長（市原重光君） 3回目ですか。どうぞ。

○1番（丸山克雄君） 1番、3点目です。

毎年、職員さんのストレスチェックをやりまして、善後策を考えていらっしゃると思うん

です。いわゆるメンタル不調になる原因なども大分わかってこられたと思います。それから、衛生委員会を作って職場環境の改善策を検討したということですが、これもうちよつと、どんな改善策をされたんでしょうか、伺います。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 職員のストレスチェックの関係でございますけれども、今年の3月に衛生委員会を開いております。というのは、12月にストレスチェックが終わりまして、その結果が出た後に衛生委員会。衛生委員会につきましては、各課の課長と指導等については、大川先生などにもお願いしているところでございます。

結果としましては、全体的に前年度とそう変わりはないんですが、徐々に少しずつ、ちょっとまだ悪くなっている状況でございます。

そして、個別の色々な、個人個人の情報というのはなかなか知り得ないところなんです、課とかそういう小さな枠組みの中で、こういう人がいて、こういう状況であるというのは、私たちは知ることが出来ます。その範囲の中で、では自分の課にどの位の少し悩んでいる人がいるのかとある程度わかりますので、その情報を各課の課長さんにお渡しをして、そこから各課の中できめ細かな、大体の人とかかわかると思うので、そこをチェックしていくというように形にさせてもらっております。

それから、大川先生のほうには情報を投げさせていただいて、そこからの指導を受けてやろうということになっておりますが、2年ほど大川先生のほうから全体の指導を受けておりませんので、今年についてはその指導を受ける場所を、もう一度全体で指導を受ける場所を作りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。まず1点目、ふるさと納税が632件と大幅減ですが、これは補正でも2,000万円以上減になっておりましたが、制度の見直しのせいにしておりますけれども、これまでの睦沢町や町産品のPRが制度にあぐらをかき、つなげていく努力が足りなかったのではないのでしょうか。

また、二つ目、農業塾により、参加者の農業に関する知識や栽培技術向上を図り、道の駅で出荷する意欲向上につなげたそうですが、現在、道の駅に行った方から、これは一人や二人じゃありませんよ、相当ですよ。何もないとの声を聞きますが、事業の成果としてはいか

がなものでしょうか。

三つ目、多目的広場の整備は粛々と進んでおりますが、提案理由説明書にもそう書いてありますが、まだ町民の風当たりは相当強いものがあります。町民の理解を得る視点が必要なのではないでしょうか。

あと、四つ目、道の駅周辺の附帯道路の改良工事を実施し事業促進を図りましたとありますが、これは実際に行った方からも、道が混んでいて、ひやっとする場面もあったと。あと、グーグルレビューで星一つをつけられ、道路の危険性を指摘されております。周辺をきれいにするだけではなく、安全に配慮した道路にすべきだったのではないのでしょうか。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、ふるさと納税でございますが、これにつきましては、当初睦沢米を前面に出しまして、これをということでさせていただきました。その後、議員おっしゃられるように、3割以内の返金率にするということで、県から強い指導がございました。そういう中で、それに従わないといえますか、そういうような自治体もあったというふうに伺っております。

また、従わないわけではないんですけれども、創意工夫がそれ以上に上回ったという町村もあって、睦沢町が大分当初から見ると厳しくなってきたということで、議員ご指摘のとおりだと思いますが、これからは少し返礼品だけではなくて、町でこういう事業をやっているのです、そういう事業に対してだとか、少し角度を変えた中でふるさと納税の扱いをしていきたいということで、今、職員ともども検討しているところでございますので、またいい案がありましたら是非ご指導願いたいと思います。

また、農業塾につきましては、それこそパッションフルーツだとか、またこれから、今、進めておりますけれども、サツマイモの乾燥芋というんですか、そういうものだとか、また、新しい産物も出来つつございます。今はそういう形で進めております。

これにつきましては、睦沢町はなかなか畑の面積が少ないものですから、出来ればお隣の長生村にあります前の農業試験場といいますか、広い農地がありますけれども、そういうところも県に借り入れをしながら、栽培を増やしていきたいなということでさせてもらっているとございます。

また、多目的広場につきましては、議会の皆さんにはさんざんご説明させていただいて、事実上一般財源を持ち出しすることなく、ふるさと納税だとか、多額納税者が一年ぽんと来

たおかげで対応が出来ているというお話をさせてもらっておりますが、そこら辺が、なかなかまだ町民に伝わっていないというふうに私も実感として感じております。

ということで、また地区懇談会、また来年もやりたいと思っておりますので、そういうところできちんとかういう形でなっているんだと。

また、その後の管理運営にまた多額の金がかかるだろうというような言われ方をしておりますが、それについては、議会でも説明しているとおおり、既存の管理料で賄える見通しがついているということも広めて参りたいというふうに感じております。

また、道の駅周辺の道路ということでございますが、議員おっしゃられるのは、特に広域農道だと思います。これにつきましても、警察のほうと協議をいたしまして、茂原から来ると右折レーンを二重にするなど、色々対策をとったわけですが、それを上回る入場客が来ているのかなということで、しかしながら、町といたしましても、そこだけではなくて迂回出来るように、周辺に広い道路を設置しまして、改良して、そちらを回っていただくとか、色々なことも考えておりますけれども、そこら辺がもう少しスムーズに行くように今後対応して参りたいというふうに考えております。

いずれにしても、道路が混雑して大変だという位にお客が来ていただけているという現状は、出来れば今後とも引き続きそのような形が続けられるようにまた努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） ふるさと納税ですが、角度を変えていくとおっしゃっていますが、とりあえずこの提案理由説明では、次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化となっておりますので、その点ではどうしていくつもりなのか、そこを教えてくださいたいと思ひます。

また、農業塾ですが、毎年1,000万円近くかけていますよね。それでこの結果と。これはどうということなんでしょうね。

商売は鉄則として、売り残りがあつた位ではないと商売としてはいけないというのがあるんですよ。売り逃すという。売り切れているということは、売り逃しているということですよ。

それで、町長は今新しい産品もと言ひましたが、ふだんの産品がない状態ですよ、今。よそれから仕入れていますよね。それは残つていましたけれども、その状態でそのままいくと、あそこは何もない直売所だと刷り込まれてしまつて、商売に差しきわりが出てきてしまう。

事業者の方が自分で失敗するのはいいですけども、町が足を引張つてどうするんだと。

道路もそうですよ。

それで、あと多目的広場ですけれども、お金はかからないからいいとかいう問題ではなくて、どう町民の役に立つのか、そういったことをしっかりと伝えていただきたいと思います。

お金の問題もありますけれども、町民の皆様にしてみれば、何がこれはどう役に立つんだ、私たちのという気持ちが相当あると思うんです。そこをしっかりとしていただきたい。

あと、道路です。警察とも協議して参りましたが、それを上回ると。上回ると申しましても、オープンすれば人が来るのはわかり切っていた話ですよ。私も、折に触れ道路の安全性については相当言っておりましたが、指摘していましたが、聞いていなかったということかなと思ってしまいます。口コミもそうです。滞りなく事業を続けていくために、町が精いっぱいフォローをしていかななくてはいけないのに、先程も農業塾の面でも言いましたけれども、足を引っ張ってどうするんですかと。

ご答弁をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 農業塾につきましては、十数年前から直売所を町がやって、農家の皆さんに経営をしていただいたというところがございますけれども、その前はほとんど睦沢町は畑作は皆無に等しい。自家用に多少作っていて、少し余ると、余計に出来ると、近所に振る舞っていたという程度だったと思います。

それが、直売所を十数年前に始めてから少しずつ広がって、畑が大分荒れたものから、畑作が少しずつ浸透してきたというところがございます。

これを飛躍的に伸ばそうということで、技術的な問題、あるいは同じ作物でも前後1か月ずつ位。そうすると、トータルで今まで1か月しか収穫出来なかったものが3か月位出来るような技術とか、そういうものを習得していただいて、新しい道の駅に、今議員おっしゃるように、あそこに行ったら何もないという状況では困りますので、全く畑作がほとんどなかったところにそういうところをやっていこうということでございますので、多少といたしますか、かなり議員おっしゃるような面もあろうかと思いますが、そうならないように一生懸命やらせていただいているというのが実情でございます。

そういった中で、他の議員からは、JAさんの新規就農の支援というお話もございましたが、なかなかそこら辺のやろうとしていることが睦沢町とマッチしないということで、町独自で農業塾という形をさせてもらっております。まだまだその成果が足りないというふうに

感じられるかもしれませんが、これについては長い目で見ながら、道の駅と一緒に農家の収入、あるいはまた高齢になっても土と戯れるといいますか、土とともに生きるということになると、非常に健康になるというお話も聞いております。そこら辺を十分浸透させながら、これからも進めて参りたいなというふうに思っているところでございます。

また、道路の混雑状態については、大変申し訳ないなというふうに思っておりますが、やはり最重要点は人の安全、歩行者の安全が1番だというふうに考えております。そういうことで、歩行者の方については、真横からすぐ横断出来ないという不便はありますが、やはりこれについては人の安全を第一ということで、横断歩道のみから横断出来るようになっていることもさせてもらっております。そうすることによって、一箇所に人が集まりますから、車が曲がろうと思っても、人が横断していて曲がれないと。そうすると結果的に渋滞になるというのが現状だと思います。そういったことで、出来れば周辺の道路も改良してありますので、迂回だとかそういうことも視野に入れながら、今後この対策をしていきたいなというふうに考えております。

ある意味では、そこら辺を考えて周辺の道路も整備したという経過がございますので、逆に言うと、そこら辺の案内だとか、そういうものがもう少し不足しているのかなというふうに思いますので、また、職員ともども知恵を絞りながら安全対策に力を入れて参りたいと思います。

また、議員お気づきがあれば、ご指摘いただきながら、また違った角度からご指摘をいただいて、交通の安全という面に力を入れて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） もう一つ。多目的。

○町長（市原 武君） あと、多目的広場でございますが、これは単にスポーツをする場所だけではないということは、もう既に皆さんにもお話をしているところでございますが、そこら辺についても、非常時の場合に避難場所が足りないというようなこともございます。そういうことも、この役場のすぐ隣ということで、そういうものを整備することによって、その非常事態に対応が出来るということも、もっともっと町民にお示しをしていきたいなというふうに考えております。

また、昨日も他の議員からも大災害時というふうなお話もございました。そういったときに、こういうものが有効活用するんだというふうなお話も一緒になって、先程も申し上げ

ましたけれども、地区懇談会等を通じ、あるいはまた広報等を通じてPRをして参りたいなというふうに考えております。

そこら辺については、まだまだPR不足かなというふうに思っておりますので、そこら辺を住民に十分感じてもらえるように進めていきたいなというふうに思っております。ご指導ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 町長の丁寧なご答弁、ありがとうございました。

担当課長、まちづくり課長に聞きたいのですが、昨日もスマートウェルネスタウンの売り場にいらっしやいましたけれども、農業塾でのこれまで担当課長が担当しておりましたが、その反省点と、これからどうしていくというのも、多分昨日の、よく行っていらっしやるんでしょけれども、考えていらっしやると思うんです。どういったお考えをお持ちなのか、教えていただけますか。産業振興課が直売部分には相当かかわっていくんだろうとは思いますが、これまでの責任というものもありますし、どういうお考えなのか教えていただきたい。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 反省点というところなんですけれども、数年間農業塾を続けてきて、農業塾に参加する人は確実に増えてきて、自分のライフスタイルというか、そういうことで農業を楽しむということは出来ているというふうに思っております。

ただし、道の駅に参加する、出荷するという面では、まだまだ足りないというのがおっしゃるとおりだと思っております。実際、農業塾から道の駅に出荷している人はまだまだ少なくて30人ほどだということが実情です。これから出荷したいという人も20名程度いますので、そういう人たちが出荷出来るようにまた指導が出来ればなというふうには思っております。

指導の仕方に問題があったということかもしれませんが、また事業者というか業者のほうと相談をしながら、今言われたようなことを解決が出来るような方策をとっていただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 他に、質疑ありませんか。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 2番、久我真澄です。

提案理由書の4ページ、ふるさと納税に関してですが、先程も田邊議員の質問の後を引き継ぎまして、また再度別の角度からお伺ひします。

まず、ふるさと納税の扱いなんですけれども、暮らし続けることの出来る安定した雇用を創出するという項目の中でふるさと納税ということを書かれておりますけれども、ふるさと納税の取り組み方、これは私、これまで町長にも一般質問等を通して何度も聞いておりますが、その中では、睦沢町の産品というか、返礼品以外に事業のほうに力を入れていきたいということ、これは繰り返し回答を得ておりました。そのことに期待しておったんですが、今回この提案理由書、ここに書いてある文面では、それが全然伝わってこない。何か問題があるのではないかと。

先程町長、風通しがよくて迅速に物を進められることが特徴だということをおっしゃっておられましたけれども、これは取り組みの姿勢として、システムの問題として、ふるさと納税の担当部門が単独で色々やっているのか、どこかの部門が見ているのか、その辺はわかりませんが、例えば、今度色々な事業を展開していくということになれば、振興課、まちづくり課、総務課はもちろんのこと、教育課から、産業振興課、福祉課、あらゆる課でこのふるさと納税は利用出来る、事業として利用出来る話であって、その辺のシステムというか、取り組み方というのは、今どうなっているのでしょうか。

それが1点です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ふるさと納税のご質問でございますけれども、ふるさと納税は、ある方の発案によって、要は税の偏重があるので、そこら辺を町民だとかそういう方たちが自分のふるさとに協力出来る方法ということから始まったということでございますけれども、それこそ一時的には睦沢町も大変睦沢米ということで、非常に大きな成果をおさめて参りました。それが、過度の返礼品に偏ってきたということで、国の、総務省からの是正が入ってきたということで、今ある意味過渡期に入っているのかなと。

しかしながら、このふるさと納税につきましては、制度としては本当に貧しいところが自分を応援したい町村に応援が出来るという制度で、先程から申し上げているとおり、返礼品だけではなくて、その町村の事業に対しても応援出来るというふうに少しずつ制度が、制度と申しますか、見方が変わってきております。特に災害を受けたところなんかは、その災害の応援をしようということで、ふるさと納税を使いながらやっているというところも大分あるようでございます。

そういったことで、実は睦沢町につきましては、ふるさと納税は総務課で扱っておりますが、例えば返礼品の中身については、産業振興課であったり、あるいは色々な課の事業の中

で、その事業がこれになじむのであればということで、総務課とタイアップをしながら進めているのが実情でございます。

しかしながら、ふるさと納税が全てではないというふうに私は考えております。ふるさと納税だけで睦沢町が経営出来るのかということではないんだらうと。一つの手段としてふるさと納税があるということで、ここだけに目いっぱい集中しちゃって、そこだけで出来るのかということにはなかなかかならないのかなというふうに思っております。

たまたま、お隣の長生村が、ここ1年で6億幾らということで、千葉県ナンバーワンになったというお話もございましたけれども、返礼品の関係、1番、物で釣るといのが言い方は悪いんですけども、1番お金を集められているのかな。あるいは1番簡単なクーポン券がもらえるというのがありますけれども、そこら辺については厳しく国が制限をするような形になってきております。

そういったことで、なかなかこの中には基準としてないわけですが、先程から言っているように、町の事業に対してだとか、あるいは体験農業だとか、そういうものにも少しずつ目を向けていながら、ふるさと納税がどんどんしぼんでいかないうような施策をとりながら進めて参りたいというふうに考えております。

ということで、また議員も色々なアイデアがあるでしょうから、是非また町のほうにも寄せていただきまして、是非いい案件があれば取り入れて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 2回目ということになりますけれども、本件はリピーターとのつながりを大切し、引き続き睦沢の産品をPRしていきたいということなんですが、リピーターと申しますけれども、これは確かに大事なことと思ひますので、このリピーターということになって来ると、これはもう品物だけのリピーターじゃなくて、各事業に対する毎年の協力、その事業がどの位進化したのかという寄附する人たちの喜び、そういうものも含めて、町が発展していく様子をPRしていくということだと思ひます。それは、今道の駅を作ったり、総合グラウンドだったりやって、多くの人たちを呼んで、交流人口、関係人口ということで呼んでいますけれども、それ以上の関係人口、深い関係人口が結べる、ふるさと納税で結べると、そう確信していますので、もうちょっと町中システムを変えるなりなんなり、もっと活動を出やすくするほうの方向でやっていただいたらどうかと思ひます。

また、例えば、今交通問題で、暮らしの足のワークショップをやっていると申しましたが、そういう事業でも十分紹介して使えるわけです。他でも使っているわけなんですから、その辺まで手を広げて、何とかやっていけたらなと思います。

以上です。

それと、もう一つ、ここに書いてある話ではないんですけども、昨日の一般質問の話、いいですか。

町長のほうから、一般質問の話の中で、財政の返済額、年間の返済額は適正な限度でやっていますということでありましたけれども、実は、平成30年度の決算関係資料の中に、町債の返済計画とか、色々入っていますので、この後はまた教育施設説明の中でも利用出来るものである、その返済額をどの程度というのか教えていただけますか。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ふるさと納税のリピーターの方々とのつながりを大事にするということで、議員おっしゃるとおりだと思うんです。

現在も、町はこんな施策をやっていますとか、お礼の文書と一緒にPR用の冊子等を送っているわけですが、これをもう少し充実することによって、自分が応援しているところは、やっぱりこういうふうになっているんだ、自分がふるさと納税をやったものがこういうところに使われているんだなというのがもっともっと見えるように、また、色々な形で町は今発信をしていると思っております。そういうことを議員おっしゃるように、ふるさと納税をしてくれた方にもそれが一目でわかるような形をこれからもとっていきたいと思います。

まさしく、議員おっしゃるとおりだと思いますので、そのように進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

返済の関係については、担当課長から。鈴木総務課長。

○議長（市原重光君） 細部は後で聞くと言っているから、簡単をお願いします。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、ご質問の、昨日、町長のほうがお答えした、多分地方債の借入れの額ではないか、そのことだと思うんですけども。

町で30年度決算関係資料の中の7ページに、地方債の償還計画グラフというのを入れさせてもらっております。この中で、年間パターンが色々ありますけれども、3億円と2億5,000万円以内で進めるものとして、支払いの額については、3億円から3億円ちょっとになりますけれども、その間で借入れと返すのを調整しながらやっているという状況でござ

います。

この計画、今までの、10年以上前からの実施と、これからの計画が出ておりますので、こちらのほうに沿ってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 細部は委員会でお願ひします。

他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。監査意見書にもあるように、自主財源の確保に向けて、町保有の普通財産を、売り払いや貸し付けで自主財源の確保にというのは、まさにそのとおりだと思っております。

我々、立場上議員とか、地域で何らか商売をやっていたりする人たちは、町にこういうところはないのとか聞かれることがあるんですけども、財産目録があると思うんですけども、リスト化をすることによって、我々議会と町と町民と睦沢町にはこういうところがあるんだということで、それによって流入もなるでしょうし、財産確保にもつながると思うんですけども、そのリスト化は今あるのでしょうか。

また、今まで財産の売り払い等に関して動いてきた経緯があるのか、そこら辺をまず1点お聞きしたい。

それから、教育、学校なんですけれども、働き方改革の推進をしてきたということで、私も校務支援システムについては議会の中で随分お話をさせていただいて、やっと取り入れられたというところになっていると思うんですけども、これちょっとわからないんですけども、先生方が4月でかわったりしたときに、このシステムが他の学校でも使われているようなものでなければ、戸惑いや、逆にその働き方改革、煩わしさが増えて、働き方改革につながらない可能性もあるんじゃないかなと思うんですけども、その校務支援システムについて、今現状を聞きたいと思しますので、その2点をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 普通財産の売り払いでございますが、決算書の財産目録には、町がどういふものを持っているというのがあるわけですが、出来れば私としては、それがどういふ土地でどういふものに適しているのか、そういうものを入れ込んだものを作っていきたいと。空き家バンクと同じように土地バンクというような形で、どういふ形の形状ですと。ただ単に面積があれで、地番が幾つということではなくて、見て、うちで使いたい土地だといふの

が一目でわかるような形をこれから整理していきたいというふうに思っております。

そうすることによって、民間の方を呼び込むものになるなというふうに思っておりますので、先程も言いましたけれども、空き家バンクと同じような形で整理していきたいというふうに思っております。

今しようと思っておりますが、まだこれからということ、議員ご指摘のとおりだと思いますので、これから進めて参りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 校務支援システムのことでございますけれども、今研修をさせていただきます。ですから、4月に入って新しい職員が来ても、研修についてはしていきたいと思っています。また、同僚との研修の中でもあると思います。

また、本管内では、大網白里市であるとか、白子町もこの同じ業者でございますので、その辺での融通を図っていますし、これから出来れば考え方とすれば、同じ機種を使うことではないかという検討をしておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 13番。その財産のリストはなるべくリスト化を早くしていただいて、共有して、なるべく睦沢町に流入を促すような形、また、自主財源に少しでも身軽になるような形をとっていくべきだと思いますので、それは早急に作っていただき、みんなで同じ方向を向けたらいいのかなと思いますので、是非やってください。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 3番。理由説明書の1ページの後半が主な私の質問の内容になりますが、負債総額が48億円ということで、これは税込7億円の、そして7,000人を割った人口の睦沢町にとっては結構大きな負担ではないのかなという気がいたします。

そこで、ここには、にもかかわらず、健全財政を堅持していますと述べられていますが、私たちの感覚からすると、収入と債務のバランスからいって、ちょっと健全とは考えられないような気がいたします。

そこで、起債の残高が31億円で、年間の償還は3億円にとどめると。3億円にとどめることが健全である条件であるように感じますが、それに加えて、今度17億円の債務負担行為が発生します。それで、これが大体20年間8,000万円絡みでというふうに説明を受けた

ように感じていますが、この債務負担行為の返済、返済というのか、負担行為というのか、負担行為に対する返済の原資というのは、これはどこから来るものでしょうか。

それと、スマートウェルネスタウンの家賃、地代、その他が町に入ってきますけれども、それを前提としたこの金額が、返済、負担行為の金額になっていますけれども、もしこれが、100%でない場合がありますよね。何らかの事情で。この金額は100%を想定したものでしょうか。その辺、質問いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 負債総額が48億円ということで、実は借金ですから、議員ご承知のとおり、毎年毎年一定額を返済していくわけです。ですから、新しく起債を起こしても、過去に借りた分が終わっているということで、そうすることによって毎年返済額を一定額以内に抑えるということであれば、過去から何十年とやってきているわけですから、その中で、きちんと新しい事業も出来るということを確認する。そのために、返済する額を、ですから、返済する額を一定額に抑えるということは、新たに借り入れ額を抑える、あるいは、終わったからその分を起債が借りられるという形になります。そうすることによって、どこかの市みたいになんか全く事業をしないで返済だけして基金だけ積んだということになると、町民サービスは全くしないということになってしまうんじゃないかなと思います。

そういうことで、そういうことがないように、町民サービスもしながら、起債は順次終わっていくものもありますから、新たに起こしていくものもしながら、住民サービスを行っていくと。このバランスをとっていくための指標として、返済額という形で見ていっているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 債務負担17億円何がしというところなんですけれども、これはどこから充てるのかというご質問だったと思います。

それについては、先程おっしゃっていたように、住宅家賃だとか施設の使用料があります。それに不足する分については、一般会計というか、基金ですか、そちらを作っておりますので、そちらから出していくというような形になります。

それで、家賃は100%入ったときで計算しているのかということですが、初年度はともかく、2年度目からは100%入ったことで計算をしております。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 住宅の家賃の件は、今の段階ではどの位の契約があるでしょうか。大きなこのあれでは、小さな質問になってしまいますけれども。

それと、要するに100%これが入ったとしても17億円の負担が発生すると。それが一般会計からということが、これは本当に健全なことなのかどうか。一般会計からとすると、交付税ということになりますが、交付税というものは、将来にわたって約束されているものでしょうか。その辺をお聞きしたい。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 交付税は、先程もお話が出ておりましたけれども、税収がどうしても国内で偏ってしまう。工場が偏在する。国の意向によって、ここにはこういう工業団地を作ろう、こういうのということでやっておりますので、国の施策として行っている部分もあるので、当然、税収が豊かなところとそうでないところ、あるいは国が取って地方にまくところというふうにあります。これは、法律で国の収入の何割を交付税として地方に回すということで決まっておりますので、その法律が変わらない限りは、多少の動きはあるようでございますが、将来的にもそれについては確保されているというふうに私どもは見ております。

また、それがなければ、小さい自治体というのはなかなか運営していけない。それだけの自主財源、要は税源はありませんので、しかしながら、監査委員さんをご指摘のように、自主財源が増えたほうが町とすれば余裕が出てきますので、なるべくそういうふうに進めていきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 住宅の契約が何件ということですが、現在のところ12世帯と契約をさせていただいております。

今後、9月からもう始まっているんですけれども、二次募集、追加募集ということで募集を開始しております。来週になると思うんですけれども、新聞折り込みもしていくということで、その後に現地見学会もしていくという形で考えております。

道の駅も出来たということで、ロケーションもかなり最初の一次募集から変わってきていますので、問い合わせも多くあります。そういうところに答えながら、出来るだけ全戸入居が出来るような努力をしていきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 地代、家賃が100%入ることによってのこの数字、毎年の債務負担行

為の数字が出て来ると。そうすると、もしも100%いかない場合、あるいは何らかの都合で使用料も入らない場合、そうすると、この債務負担行為というのは変わって多くなるということに理解してよろしいでしょうか。

そして、この件に関しては、私だけじゃなくて、私は理解していますけれども、多くの町の人々が、あれ大丈夫かよという気持ちを持っています。ですから、こういうことに関してもPRが必要ではないのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 従来から、行政が、地方公共団体が箱物を作ると、それが要は破綻のもとになると、作り過ぎるといけないというふうに言われてきました。

しかしながら、議員がご承知のとおり、今回の事業はPFI事業という形で、従来の事業手法とは全く違います。なおかつ、そこについては、従来は箱物を作ると、そこに職員を配置して、職員の人件費が生まれたわけです。でも、今回は全く違います。民間が運営をするということで、職員の配置がございませんので、職員の給料は全く発生しないということで、通常の管理の金額については格段の差がございます。ですから、昔、例えばあそこは二十何億円ですけれども、その金額を使うとその後毎年2億円も3億円もという人件費がかかっていったりしますが、そういうものはありませんので、昔使った金額と同じ額を使っても、その後の経費については格段に安いということでございますので、そこら辺がまだまだ町として住民に説明が不足しているのかなと思いますので、この新しいPFI法に基づいた事業がこういうものだというものを、もっと浸透させるべき努力をして参りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 債務負担の額については、収入がなくても、これは増えることはありません。払うべきものですし、歳出のほうですから、増えることはないということです。ただし、収入がなければ、その払う分を他から充当しなくちゃいけないということです。

それと、土地の代金が何らかの形で入らないということは、基本的にはあり得ないということに考えておりますし、もしそういうことがあったら、補償契約をしていますので、その補償の中で払ってもらえるような形をとっております。

家賃については、ちょっと全戸入らないとなると、やっぱり収入がなくなるということは間違いないと思います。

○議長（市原重光君） 他に。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番。政策分野の4ですけれども、この中に少子化に対応した学校教育の適正という中に、施設整備に関する基本構想策定に向けた資料の作成を行いました、こうなっているんですけれども、これは平成29年12月の定例議会の中で私も町長にお尋ねをさせていただきましたけれども、29年と30年度にまたがって、約1,000万円の調査費が計上されたことは、皆さんご案内のとおりだと思うんですけれども、あのときにどうしてこんなに早くやらなくちゃいけないのかということをお尋ねいたしました。どうしても必要なんだということでありましたけれども、私自身もこの一体型については、何ら反対するつもりは全くございません。かえっていいのではないのかと思うわけでありまして、ここに示されております資料の作成を行いました、これが、資料の作成を行いましたのが、1,000万円かかったのか。私も資料を見させていただきましたけれども、あれで1,000万円かかるのかなという疑念を抱きました。

睦沢町の職員は優秀な職員がたくさんおりますので、職員がやるとももっとも立派なものが出るんじゃないかなという気持ちもあります。そこら辺が、監査委員さんに指摘をして大変恐縮ですけれども、監査委員の決算審査のときにこの部分を指摘したのかどうか。併せてお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 学校関係の施設整備に関する基本構想の策定ということで、資料を作成しました。その資料のうち、一部を抜粋して皆さんに報告させていただいたということでございます。

資料については、それだけではなくて、そこに至るまでの積算だとか、色々な形がいっぱいあります。そういうものを全部皆さんにお示ししても何ら効果がないということで、その結果としてこういう方向にいければというものを皆さんにお配りをさせていただきましたけれども、確かに私どもが見ても、ちょっとこれだけだと物足りないなというものがございしますが、その後ろには膨大な資料が実はあります。そういうことを含めて、1,000万円位の委託料をお支払いしたということでございます。

また、その資料がもとになって、これから基本構想をまとめていくわけですが、それが無いと最終的なものが出ないということになりますので、ご指摘はご指摘ということで真しに受けとめたいと思いますけれども、またいいものを作って、子供たちの素晴らしい施設に

していきたいなというふうに思っております。

子供たちの将来ということになると、この睦沢町の将来ということになりますので、そこら辺はきちんとしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 金額の話が出たので、ちょっとお話をさせてもらいたいと思うんですけども、この業務、国交省の業務の設計基準を使っております。それをもとに算出した金額でございます。標準的に使われているものというふうに認識しておりまして、直接人件費だとか、それに係る直接経費、あるいは一般管理費などによる積み上げでやっているというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 私からお答えをいたします。

指摘はいたしておりませんが、資料のほうは全部見せていただいております。

それから、昨日私のほうから皆様にご報告をさせていただきましたけれども、その都度慎重にヒアリングをしながら、質疑応答をしながら認めておりますので、この件については高い低いということは申し上げておりませんが、議論はさせていたということでご報告を終わります。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 今、町長からもご説明がありましたように、やはり提出された資料は、こんなことを言ったら大変恐縮ですけども、余り立派なものではなかったと私は思いますけれども、それに至るに至っては、大変だったということも今説明を受けましたので、よくわかりました。

監査委員さんも今おっしゃったように、その点についてもよく見ていただきましたということで、大変ありがとうございます。

私たちが心配しているのは、要は一体型については、さっきも私が述べましたように、議員の中でもこれに反対する人は恐らくいないなというふうに思いますし、一体型が理想なんですけれども、その調査費となった金額が非常にかかりすぎるのではないかとということが懸念されたわけでありまして。

今説明を受けまして、よくわかりました。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 8番。7ページになろうかと思えますけれども、防災関係で、昨日も一般質問の中で若干触れさせていただきました。

この中で、住民の防災に対する意識や知識というような形で、これを図ったということでございますけれども、今年の2月ごろ、ちょっと申し上げましたけれども、土砂災害の防止法というような形の法律が施行されまして、それに伴って各調査の上、これは長生土木事務所、調整課のほうで行った、そして、町との連携をとりながら行ったということで理解しておりますけれども、それぞれ個別に危険区域、また、それに対する区域指定を個別に行ったわけですね。したがって、その該当する個別の方々はそれなりの認識は持っていると思いますが、これに対する指導といいますか、防災上の指導、そしてハザードマップの落とし込み、これらにつきましてどのような対策を講じていくのか、したのか。その辺につきまして1点お伺いをしたいというふうに思います。

それから、交通手段の話も、先程来、昨日から出ております。特に福祉タクシーも非常に幅広く活用されておりますが、中には、この利用券が条件によって取得出来ない交通弱者もおられるわけでございます。

そういった面で、誰でも対応出来るというようなことで、ワークショップとか、ライドシェアというんですか、ライドシェアリング、この十分詰めながら、この秋口には全般的にそういう方々に対する対応が出来るというふうに私は理解をしておりましたが、その辺の具体的な交通に対する実働といいますか、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

以上2点、お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 土砂災害の関係でございますが、これは議員ご承知のとおり、ここに土砂災害の可能性があるもので、こういう工法で復旧しますよというものではないんです。こういう大雨が来たとき、台風が来たときに、この可能性があります。したがって、命を守る行動をまずとってください。この時点でこういう危険がありますよと。また逆に家を増築するときは、これは出来ませんと。作るのであれば、違う場所、安全な場所ということで、まだ、とりあえず大災害が起きたときに、全部それを人力で防ぐということは今現在出来ません。ですから、命を守るための手段を講じてくださいというのが今現在の状況でございます。

そういうことの中で、当然また町の災害マップのほうにもそういうものを入れていきなが

ら、注意を喚起していく。私も担当だったときに、一緒に説明会に行ったことがあります、こんな危ないのに放っておくのかと。災害対策出来ないのかと、工事は出来ないのかというお話もいただきましたけれども、それには莫大な費用がかかるし、国も県も町もそこまでは出来ないというのが実情ですと。したがって、100年に1回、50年に1回という可能性のあるものについては皆さんにお知らせをし、命を守る行動をとっていただきたい。そのための資料ですという形であります。

ある町では、うちの町は住んじゃいけないのかと、津波が全部来て、ほとんど8割以上真っ赤っ赤になっちゃったと。県でこんな勝手な凶面を作るなど怒っていた組長さんもいましたけれども、ただ、やはり今言ったように、常に危険ではなくて、50年に1回だとか、今50年に1回が20年に1回、10年に1回だというふうに言われてもきておりますけれども、そういう形でご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） もう一点です。

鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 暮らしの足の関係でございますけれども、色々とミーティングをしております。ワークショップをしておるんですけれども、目標としては、まずプロジェクトメンバー内でのテスト運行を10月ごろから始めたいということでございます。その様子を見て、モニター、これはメンバーが対象になるわけですが、その人が直接対象者に声がけするような形になるわけですが、このモニターでのテスト運行から、いきなりというわけにはいかないの、問題点などを改善した後に、出来れば次年度から位の運行開始を目指したいなというふうに思っています。そういうことです。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（関澄男君） 先程の指定区域の関係でありますけれども、これがちょっと腑に落ちなかったのが、これ指定されると、その地区の土地の評価、こういったものにも影響する、評価が下がりますよというようなことも説明会の中ではされていたような記憶がございます。そういったものが具体的に町として、どのようなことで受けとめ、どのような対応をしていくのか。その評価の下がったものについては、いわゆる固定資産税等の兼ね合いが出て来ると思いますけれども、具体的にそういう動きがどのようになっているのか。また、そういう方向に行くのかどうか。その辺についてお考えがあればお願いしたいと思いますし、先程のモニターにつきましては、来年度、新年度、一刻も早くという人もおりますので、その辺に

については次年度といっても、いつごろになるのか。テストをやりながら軌道に乗っていると、こういうことであると思いますが、その辺につきましては、交通弱者に対する配慮、この辺も十分視野を広げて対応していただきたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 指定をされると評価が下がる可能性がありますよということだと思います。じゃ、それが町の固定資産税にすぐ反映されるのかというと、これは全くありません。ということで、一般の不動産取引において、そういう手法が、危険区域で新たに家を建てられない、増築も出来ないということの評価があれば、当然そういう価値が下がりますという説明をされたんだと思います。

これに対する対策はということですが、特にございませぬ。そういうものが出て来る、発生すると。ですから、そういう面については承知おきくださいということで、いきなり発表じゃなくて、住民の皆さんにそういうことを周知しながら発表させていただく。そういうことによって、発表したことによって、自分の命を守っていただくということでございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

ここで10時50分まで暫時休憩といたします。

（午前10時33分）

○議長（市原重光君） 全員おそろいようですので、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前10時50分）

○議長（市原重光君） 次に、平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。本国民健康保険特別会計決算の特徴は何かと。これは、国民健康保険が始まって以来の大きな変更があったというのが特徴であります。つまり、全県一本化にして納付金と交付金の関係で、町が集めて納付する、県からまとめておろすという措置で財政がどういうふうになったかというのが、これが非常に大きな特徴でありまして、ただ、暫定措置の段階ですから、これがこうした形でそのまま進むかどうか、それから国保に加入する世帯の動向、これが恐らく減っていくだろうという状況もある中で、それをどういうふうに見るのかという、本当はそういうところの視点が、長期的なものも含めて欲しかったわけですが、従来どおり非常に事務的にこうなりましたと、重大な変更があったわけでありまして。

結果、どうかというと、財政調整積立基金への積み立てが4,700万円ということで、睦沢町にとっては、町長は前に言いましたけれども、有利と言ったら変ですけども、側面になったというのが特徴なんですね。この中でどうこれを見て今後に活かしていくかというのが、私は決算の見るポイントではないかなというふうに思っているんです。

一つは、この決算の内容は、既に私は議会で2回か3回、県が試算をした結果に基づいてこの内容を指摘してきたわけですが、当時はわかりませんというような形で曖昧にされましたが、私が指摘したとおりにになりました。真しに聞いていただきたかったなというふうに思うのが一つであります。

それともう一つは、この決算を見ますと、安定的、持続的可能というのが第一に掲げていると。これはそうじゃないんじゃないかと私は思うんです。

まず、国民健康保険のこの会計を決算する場合の視点は、国民健康保険法第1条、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保健の向上に寄与するということとあります。これは国がちゃんと責任をとらなきゃいけないかということとありますから、町の部分の主要なものではありませんが、基本的には国民の保健の向上にどう寄与するか、それは負担の軽減も含めて、過度な負担を負わせないという点で、社会保障としてということをおざわざ位置付けているわけですから、その点でどうだったのかということの、私は、決算の視点が重要ですが、残念ながらそういう視点はない。

健全な運営、この健全な運営というのは一体何なのかと。財政調整基金にどんどんお金をつぎ込んでいって、もしもこの場合はどうだったとやってやるのが健全であるのか、また、この社会保障としての位置付けに沿っているのかどうなのかという点で、私は健全財政というのは大事ですが、きちっともう一方、町民の健康、そして社会保障的な意味での町民の負

担軽減とサービス充実にどう努力をされたかという側面も必要ではなかったのかと思います。ジェネリック医療の、これなんかその一つですよ。努力されたということもありますので、そういう視点をきちっと入れるべきじゃなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ご指摘ありがとうございます。それこそ、議員がおっしゃることが町として予測が出来なかったと、1年遅れたというふうに私は思っております。

といいますのは、今年度に至っては税を下げたその対応に当たっているということで、基金だけをためるではなくて、そういう方向でかじを切ったと。議員おっしゃるとおり、もう一年早くてもよかったんじゃないかということがありましたけれども、私どもとしてはそこまで予測が出来なかったということで、その辺については大変申し訳なかったなというふうに思いますが、いずれにしても、1年遅れたからといってそのお金がなくなったわけではありませぬので、基金に残っていますから、それを有効利用、今後させていただきたいなというふうに思います。

なお、当然にしてここにもありますが、医療費の適正化はいいんですけども、健康づくりなどの保健事業の推進を図り、これが大事だと思うんですね。これはやっぱり、町民が健康でいられる、ただ単にお医者にかかったときに、困ったときでお金を払うんじゃなくて、普段からそれにならないようにどうしたらいいかということが、やはり国民健康保険の大きな課題だというふうに思っております。ということで、この辺を重点的に進めながら、ただ、内容を見ますと議員ご存じのとおり大分1人当たりの医療費はかかっているというのが実態でございます。

しかしながら、分母が大きくなった点で大分睦沢町は助かっているというのが実情だと思います。これがこのまま制度として続くかどうかわかりませんが、国・県も先を見ながら運転をしているということだと思いますが、そんなに大きくは変わっていかないのかな。やっぱり分母が大きくなったことのほうが、困っているところにとっては有利になるという、全体を救うということについては、方向性は変わらないというふうに思います。

ということで、町は出来るだけ、先程言いました保健事業に力を入れて、町民が病気にならないような方策を重点的にやっていきたいなと、なった場合にはこの保険制度をうまく使わせていただくというふうに考えていきたいと思っております。

よろしくご指導お願いします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 決算のことなので、今年度のことは言わなかったんですけども、今年度でそうした負担の軽減に取り組んだということについては評価されています。他のところでもっと、他の自治体でやれたんじゃないかなというところも、やっていないところも何かあるということも聞いていますので、そういう点での町のある一定の決断だったということについては否定するものではありませんので、そのことはつけ加えておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、まず第一に、この農業集落排水事業というのは、睦沢町はスポーツ観光ということを出していますけれども、魅力アップにつながる重要な、これは長期にわたる事業ですから、そういう意味では非常に大事な事業であるということが一つ。そのところは、私は必ず入れておいたほうがいいと思うんです、大事な事業ですと。もっと睦沢町に人が来てもらえる、観光としてもさらに自然の魅力をアップするというようなことを前提に事業を進めるということが私は大事だなと一つ思う。

それともう一つは、つまりこれから整備をする対象をどう見るかという問題で、新規住宅については、これはほとんど100%近くやる。既存のところをどうするかといったときに、空き家の問題は、私ね、ずっと考えたの。確かに数字上は空き家も対象という形で、それは出さなきゃいけないんですけども、実態的にいうと住んでいない場合は使わないわけですよ。実態的にその目標とすべき数値を出す問題と、実態的に整備をどういうふうに進めていくかという点でいえば、もうちょっと対象的なものは少なくなるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、昨日私がちょっと提案した内容についていえば、例えば町なんか借りてやれば、町や国の補助金なんか使ってそれを整備出来るという方向性もあるわけだから、是非ああい

う問題も検討していただきたいんです。

かなり、現在の課長になってから精査して、内容をより正確につかんだと思うんだけど、物の見方として、実質的には課題になっていないのかなというふうな感じもしたので、そこはもう一度改めてみて、数字上はどうしたってそりゃ、建物が建っているわけだから、なりますけれども、実態的にはもうちょっと対象は少ないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

実はこの集排だけではなくて、ガン検診だとかそういうものについても、分母がちょっと余り大き過ぎるんじゃないかと。実際にはもっと色々なところでやっているよと、それはよく診療所の先生に言われておるんですが、やはりこれも同じことが言えるのかなと、議員おっしゃるとおりだと思います。

議員がおっしゃっていただいたように色々分析しておりますので、今回その分母についてももう少し、二段書きになるような形になるかもしれませんが、家はこれだけあるけれども、実際、人が住んでいて浄化槽を使っているとか使っていないとかというふうにしていければいいなというふうに思いますので、今後ご指摘のとおりそういう方向に持っていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、平成30年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ私は、今後の方向を見て、この決算の内容をやっぱり町は考えるべきだと思うんですけども、例えばもう既に国のほうは、要支援1、2は介護保険から外すということで、町のほうはそれに対する対応で色々努力をして大変になりましたよね。今度、要介護1、2外しますと、もうこれ具体的に保険部会で打ち出しているから、これこのままだったらいくでしょう、この可能性として。見てみたら、要介護1から5までありま

すけれども、半分以上、これが要介護1、2なんですよ。介護保険の対象になる人数が、これは要支援がいたら圧倒的多数が、介護保険のサービスから外された人のある介護保険、これは一体介護保険と言えるのかと言える位の大問題が今生じているわけですよ。

そういう点で具体的にこの345人かな、その位になると思いますけれども、この後のもしそういう場合になった場合に、町としてはこれはすごく大変なことになると思うんですけども、こういう点についてのお考えはどういうふうにお持ちなのかなという、そういう問題意識が、一般会計のほうがあるんですよ、かなり問題意識は色々持っているんだけど、介護保険についてはこれも淡々と述べているわけで、やはり決算の内容から睦沢町にとって今後どうしていくべきかという、そういう問題意識を持つべきではないかなというふうに思うんです。

それで、まだはっきり決まっているわけじゃないわけですから、例えば長生郡市として外すなというような要望を出すというようなことも検討してはどうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるように、特に入所した人が色々なリハビリをやってよくなって来た。これが1番困るんですね。退所しなくてはいけない。帰る場所がある人はいいんです。帰るところがない人をどうするんだと。よくなったのに病院に行くという話はないですから。ということが、実は今非常に深刻な問題として起こっております。

しかしながら、そこら辺の事情をよくその施設と話し合いをすると、わかりました、うちで見ましよう、引き続きやりましようという形をとっていただいております。これはやっぱり、非常にゆゆしき問題だなという実感があります。自分が本当に自分で動けるようになって、自活出来るということで自分のうちに帰って家族と一緒に過ごせるという方はいいんですね。そういう方は本当に喜んで退所して行くんです。通所でやっていく、これは非常にいいんですけども、そうじゃない方がやっぱり何人かは実はおりまして、私も何人か相談を受けまして、実際にそこの施設と相談をしたところ、快く対応していただいたというのが実態でございます。

じゃ、その実態だけでいいのかということがございますので、議員おっしゃられたように、是非国に、せつかく介護保険始まったので、全体として厳しいということはわからないわけではないんですが、そこら辺等については、そういう特に問題のある場合については、対応の方法として、施設の弾力的運用だけではなくて、制度としての運用を考えてもらえるよう

にまた要望活動もしていきたいと思います。

色々ご指摘ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 町長もその具体的なところで様々な問題意識も抱えられているということで、私も勉強になりましたのでありがとうございます。

ですから、国保もそうなんですけれども、やっぱり決算という場合は数字を並べるだけじゃなくて、次の予算、それから長期的な計画の中で、今、問題点はどうかというのを総合計画に出したときにわっと説明するだけじゃなくて、こういう段階でそれぞれの担当の課の方は持っているわけですから、一言、そういう意味で議会にも一緒になってやりましょうとかという、そういう問題提起というのは、私は大事じゃないかというふうに思います。

それともう一つは、ちょっとわからなかったの、審査支払手数料というのが出ているんだけど、事業別決算説明書24ページ、これが9,510件となって、これはちょっと単純な問題だけでも、ただこうやって成果の中で書いているわけで、事業別決算説明書、24ページ、審査支払手数料9,510件、こんなにあるんでしたっけ。私がちょっと勘違いかもわからない。単純に疑問に思ったので。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 審査支払手数料につきましては、各サービスを使った事業所なりから一人一人の毎月の請求がございまして、それを千葉県国保連合会というところで、町と間に入って、事業所との支払いとかの業務を、審査のことももちろんやっていただいております。その手数料ということでございまして、件数についてはちょっと多くなっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員ご指摘のように、問題になっているところ、あるいは問題意識を持っているところを、きちんと記述するように今後改善したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、平成30年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 同じことを何度も聞いてもあれなんですけれども、かずさ有機センターの今後の問題について見れば、実際には外国からの乳製品どんどん入って来る。それから、事実上もう町の酪農家の動向は本当に風前のともしびという段階で、様々なこれまでも提案もありましたけれども、現段階で、あの活用と方向性はどうぞお考えなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） かずさ有機センターにつきましては、一宮町と共同経営ということで協議会を持ってやっておるところでございますが、今、協議会にご提案というか、今後こういう方向に持っていきたいという、示している内容は、実は民間で是非有機センターを自ら運営したいというお話が2社から上がってきております。

今、担当課においてその2社の内容を聞き取りながら、出来れば2社を融合していただいで一緒になって施設運営をしていただくという方向を今模索しております。出来れば新年度にそういう方向性が出ればいいなということで、最終的には一宮と睦沢町で年間800万円ほど拠出をしておりますが、これを出来れば3年位でゼロに出来ないかなという目算を描いているところでございます。

ただ、今、議員ご指摘のように、睦沢町3軒、一宮町3軒ということで、酪農家が大分減って来ております。そうしますと、当然この周辺地域でも酪農家は非常に困っているところがあると思いますので、そこら辺も視野に入れながら、近隣町村との連携もとっていく必要があるのかなと。経営そのものが民間に移ったとしても、そこら辺については町が十分に間に入って有効な活用をしていきたい。当然、このかずさ有機センターのたい肥については、町も耕種農家が非常に有益に使っておりますので、そういうことも視野に入れながら、今後は進めて参りたいというふうに考えております。

また、そこら辺の具体的なことが決まり次第、議会のほうにも報告したいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 様々、手法があるその一つとして、今ご説明がありましたけれども、1番危惧するのは、私は結局、民間に任せた場合にどういう手法をとるかということもありますけれども、極端な例でいって、じゃ、もう今までの事業をやめて、産廃の捨て場にされ

るような、そういうことはもう絶対にさせてはならないわけで、その辺のところは大丈夫ですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 実は新しい技術を持って来ておまして、多少産廃と言われるようなものも分解出来るという技術も持っております。ということで、捨て場になるのではなくて、それを有益なものにかえるという技術を持って来ております。これについては、私も直接、現場へ行って見ておりますし、担当課課長あるいは担当者も現場を確認しております。

ということで、今現在それが実際にうちのほうのかずさ有機センターで出来るかどうかという実証実験も実はやっております。というようなことで、民間から、今、職員1人が派遣を受けて、人件費は民間持ちで、実際うちのほうに研修生ということで入って来ております。そういった中で実証実験を今やっておりますので、そこら辺が見えて来ると、先程言った一宮町あるいは睦沢町の赤字補填がなくなる可能性が大だなという方向性が見えてきたという状況でございます。

また、これについては、今、実験をどんどん進めておりますので、確実なものが出てきた際には、先程申し上げましたように、協議会の中に諮った中で先に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） よく一般会計質問で、前段としていつも言っているんですけども、文章のことについて。各課から上がってきたのをまとめていくんでしょうけれども、このかずさ有機センターだけなぜかございます、ございますと、うるさい位に「ございます」なんですけれども、ちゃんと統括している課はこれを見てやっているんですか。結構、適当なのかなと思ってしまいうんですけれども、どうでしょうかね。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） ご指摘のとおりで大変申し訳ございません。

これにつきましては、当然全課長そろって中身の検討を一堂に会しております。総括しているのは最終的には総務課でやっております。各課から上がってきたものを総務課でまとめて、当然各課によって、担当者によって言い回しが大分違いますので、そこら辺を直して原課に戻してまた再度上げてもらうということで、かなり直しているはずだったんですが、大

変気づきが抜けておりました。ご指摘のとおりでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

次に、平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これも私が危惧したとおりのまずいことがどんどん進んでいると。老人保健のときは窓口負担なかったんですね。それが1割負担になり、70歳から74歳は2割ですと、今度は75歳になっても、もうどんどん体動かなくなっても何しても、お金払いなさいと、2,000万円もためなさいという流れになって、お年寄りになればなるほど、医者に行くと言わんばかりの制度になっちゃっているんですけれども、町長としてもこういうところに具体的に参画をしているわけですけれども、千葉県の場合は、こういうことについてこれはまずいよというようなことで、大いに発言をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ特に日本は高齢化社会になって来ております。これはひとえに先進医療のたまものかなというふうに思っております。当然、本人の自覚と色々なふだんからの行いによって高齢化社会といいますか、健康長寿という形になっているのかなというふうに思いますが、一方でどうしても医療費がかかって来るということがございます。

ここら辺を、出来れば健康長寿という形で、健康に資するような方策を町としてもやっていきたいなど。そうすることによって、実際ご自身が患っているのが1番、本人が1番つらいわけですので、本人のためにも、そこら辺のところを重点的にやっていきたいなど。また、逆に具合が悪くなった場合には、きちんと対処出来るような方策に持って行ってもらうように、また、県・国にも引き続き要望活動をしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 他にはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する総括質疑を終わります。

以上で認定第1号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定に関する総括質疑を終わります。

ただいま議題といたしました認定第1号の審議は、昨日決定のとおり、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査といたします。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○議長（市原重光君） 日程第2、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の構成については、議会運営委員会で決定のとおり、議員全員で構成する決算審査特別委員会としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会は、議員全員による委員会構成とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に第1回決算審査特別委員会をこの場において開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午前11時19分）

（休憩中決算審査特別委員会開催）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

○議長（市原重光君） 第1回の決算審査特別委員会が休憩中に開催され、委員長並びに副委員長が決定をいたしました。

要綱を配付させていただきます。

(要綱配付)

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） それでは、会議を続けます。

委員長に10番、中村義徳議員、副委員長に11番、中村 勇議員、同じく8番、今関澄男議員、5番、田邊明佳議員がそれぞれ選任をされましたので報告いたします。

また、審査方針等はお手元に配付の平成30年決算審査特別委員会審査要綱のとおりであります。決算審査特別委員会の開催に当たり、議事、運営等については、委員各位並びに執行部の皆さん方に特段のご協力をいただけますよう、私のほうからもお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、生田代表監査委員については退席をされます。

どうもご苦労さまでございました。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時35分)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、議案第1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 1番。この任用を、職員の給与の、今回給与の件でございますけれども、この中にある手当の部分なんです、例えば出産とか育児休暇、介護とか、こういった手当が入ってはいないんですが、この辺の考えというのはどのようなもとで作られているのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 会計年度任用職員の基本的な考え方というのは、正規の職員と同

じような形で雇うということになっております。この8条から6条までの各手当につきましては、条例でこの手当が支給出来るよというふうになっております。そして、規則のほうで、出産の休暇とかそういうものに関しては、フルタイムの職員とパートタイムの職員と多少違いますけれども、それにつきましてはとれるようになっておりますので、全部が一般職員と同じではないんですけれども、そこら辺は規則のほうで定めております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 期間は一定期間とれるんですが、その手当、お金のほうは出ないわけですよね。休んでもいいけれども、その間は給料払わないよということですよ。その考えはなぜかということです。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今のと、任用の件が1回1年ですので、その後連続でという場合ももちろんあるんですけれども、その休んだ期間に関してはない、給与等は支給されないということです。

○議長（市原重光君） 出ないそうです。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 通常、民間の場合は出ているんですね。公務員が出ないというのは、どういう考えのもとで出さないんですかね。その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 限定で任期が、公務員なんですけれども、一応任期が1年と決められていますよね。常勤職員は、ずっともちろん任期がないわけなんですけれども、その中で決められているので、そのような措置だと、そういう規定になっております。

ただ、継続して続く場合ももちろんあるわけで、そこはその期間を見て措置をとるということになっています。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。この内容は、さらっと書いてありますが、実は住民全体の奉仕者としての公務労働、自治体労働者の仕事、そして待遇に関する重要な変更の問題であります。

そこで、具体的にどういうふうに変化をするのかということをはっきりしていただきたいと思うんですが、まず現在の正規職員とその他の職員、その他の職員の具体的な待遇の違いも含めて、男女別で明らかに出来ますか。人数をはっきりしていただきたい。

そして任用職員、つまりこれは1年ごとに雇いどめも可能だという大変な、労働条件としては悪い条件になるわけですが、その場合にはどういう職種へと変わるのかと、これが二つ目。

三つ目には、今後これが議決された場合の任用職員については、どういう雇用の方向をお持ちかと。

お聞かせください。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） ちょっと全部聞き取れなくてすみませんでした。

まず1番目の人数等でございますけれども、現在町の正規の職員は102名でございます。

今回問題になって来るのは、今、臨時的で採用している臨時職員だというふうに思います。今、臨時的職員については36名います。どうしても多い部分というのは教育課のほうでの部分が多くなるかというふうに思っています。

男性が11人、女性が25人ということでございます。

そして、2番目の質問がちょっと聞き取れなかったんですけれども、どういうことでしたっけ。

〔「ちょっといいですか」の声あり〕

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 新たに増えるのはフルタイムの任用職員とパートタイムの任用職員というのが新たに増えるのか、臨時職員というのは全部こういうふうに変わっちゃうのか、臨時は臨時でまた別の形であるのかという、そういう意味。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） すみませんでした。

まず、今まで臨時職員が曖昧だったということで、全てがフルタイムかパートタイムの職員に入ってしまう。そして、臨時職員は正規の職員に欠員が生じた場合のみ臨時職員として雇うことになりますので、余りここはないような状況で、ほとんどが会計年度任用職員の中に入るということだと思います。

すみません、三つ目もちょっとお願いしたいんですけれども、

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 確認なんです、一面ではきちっと待遇を改善するという側面が確かにあるわけです、明確にすると。それからもう一面については、さらに職員の中で待遇に差が生じるということになるわけですよ、フルタイムだ、パートタイムだ、正規職員だと、こういうように分けられると。つまり三つに分かれるわけね、そうすると、大きく言うと。

そういう形になるという問題ですが、確認ですが、一つは、会計年度ごとに任用と雇いどめを自治体として判断することは可能ですか。つまり、一生懸命やっけていても、ずっと勤めたいけれども、町の都合で、この制度上、あなたはやめていただくということは可能かということ。やるかやらないかは別ですよ。

それから、フルタイムとパートタイムの差の問題ですが、パートタイムとされた者は、フルタイムに比べて期末手当のみの支給というふうに国会のほうではなっておりますが、こうした待遇の格差が生じると思いますが、生じますかということであります。

それから、もう一つは、1番重要なところですけども、こういう制度を入れてしまうと、結局、これまで臨時とされていたフルタイムやパートタイムという形の人たちがどんどん増え、正規の、本来きちっとやるべき正規の割合が今でもどんどん減らされておりますが、そういうことが増えてしまう、働く立場で言うと、私は正規をきちっと増員していくのが重要ではないかと思いますが、民間で問題になっていることが自治体にまで波及するという結果になりかねないのではないかと思います、その考えはどうでしょう。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） まず、この会計年度職員の任期というのは1年、会計年度と決まっておりますので、もうそこで終わりということになります。ただし、また採用等の試験等ございますので、そこで次に受けるということは出来るかと思えます。

それから、フルタイムとパートタイムの違いということでございましたが、基本的にフルタイムの場合は給料というのかな、給与が支給される、そしてパートタイムはどうしても時間が少ないですので、報酬という形で出すパターンになります。そのために、この条例等が複雑になってきておりますけれども、その中で、パートタイムの職員についても、特殊勤務手当、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、期末手当、こういうものもどの位の時間勤務するかということにかかってきますけれども、支給されることになっておりますし、また、通勤にかかる費用弁償や公務に行った旅行の費用とか、そういうのもフルタイムの会計年度任用職員と常勤の職員と同等の扱いになりますので、そのところでは余り差が出てこないとい

うふうに考えております。

そして、最後の質問ですが、今回のこの制度というのは、正規とそうでない方を近づけるという意味があると思います。であれば、自治体としても、会計年度任用職員の制度がありますけれども、正規の職員をそれなりに充てていくという方向が見えて来るのではないかなというふうに、私のほうのサイドでは思っております。やたらに臨時職員を採用するのではなくて、今言ったような制度の中でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫君。

○12番（市原時夫君） というのは、全国的な職員の状況を調査する場合の一つの形態として、正規のみを対象にしてやっている統計というのは多いんですよ。そうやって来ると、睦沢町は、これがある統計です。ある統計では、睦沢町は全国的に1番高い平均給与ということになってしまうんですよ。それは臨時が多いから。臨時を入れれば、平均からずっと低いと私は思うんですけども。

そういう意味では、本当に頑張っている方々の実態を反映しないという側面も、臨時を増やしていけばそういうことにもなりかねないと。ここで言う、こういう任用職員は除いて計算するというようなことを言っていますから、そういうふうになりかねないと。ただ、今言ったみたいに、こうした任用職員という制度を作ったから、こっちの部分でどんどん割合を増やすということではありませんという理解でよろしいですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今言った統計のうんぬんというのは、色々決まりがあってなって来ると思うので、そこはちょっと何とも言えないんですけども、今回のこの職員、新たな制度につきましては、地方公務員と同じ制度の中に組み込まれますので、服務とかそういう面に関しては職員と一緒にになります。当然、人事評価などもやることになってきますので、先程言ったとおり職員と余り差は出てこない。であれば、正規の職員を臨時で埋めるよりも、そのような方向で採用していったほうがいいのではないかという考えはあるということです。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 3番。この会計年度任用職員の、これは給与及び費用弁償に係るんですが、今、国ではパートタイマーさんにも年金加入をという話が出ておりますが、この任用

職員の人たちは、今あるいは将来、年金加入の対象になるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 年金のところはちょっと推測になってしまうんですが、後ほど答えさせていただきます。すみません。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（市原重光君） それでは、討論を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 議長、12番。先程質問いたしましたように、この部分につきましては、これまでの臨時職員の待遇をより明らかにするという、そういう側面があることは事実であります。また、町としても、これだから臨時の部分をどんどん増やすという考えでもないというところもあると思います。

ただ、この制度、これは町ではどうしようもない問題ではありますが、制度自体には私は極めて大問題があると考えております。

一つには、先程質問したように、1年ごとに任用と雇いどめを自治体の判断で出来る、働く人の長期的な保障がされないという問題が一つであります。第2に、フルタイムとパートタイムというように分かれているように、それぞれの仕事の内容によって待遇格差が生じるという問題であります。

こういう中で、私は、本来であれば、法律上也きちっと自治体として正規職員の方向へどんどん流れる、そういう制度にすべきだと考えております。ただ、これは国の中で出ていて進められている問題でありますから、町がそれで悪いと言っているわけではありませんが、この制度として私は賛成するわけにはいきませんということであります。

以上、反対討論です。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ありません。

それでは、これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 特別職であった部分を外して、だけれども実態的には変わらないという話でありますけれども、これは基本的な考えとして、どこが変わったんですか。本来は入っていて、別に入れたくなれば入れておいても構わないというふうに思うんですけども、もう一方では、区長というのは特別職と、町の職員とは違うという、私は矛盾も感じていたので、そういう合理性を図っているのかもしれませんが、幾つかそういうように外された背景にあるものは何なんですか。また、町としてそういうのを取り入れるというのは、どういう理由ですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回の公務員法の改正で、非常勤の特別職の扱いが厳格化になったという説明を昨日させていただきました。その中で、こういう人たちがこの中に入りますよというのが明示されまして、例えば地方公共団体の議員さん、副町長とか監査委員とか、そういうのが特別職第1号になると。ずっと行きまして、消防団員とか水防団員の職とか、選挙、国民審査、国民投票に係るような事務に従事する者とか、あとは非常勤の中でも、この臨時また非常勤の中の顧問の中の規定が参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者として、専門的な知識経験、または見識を有する者がつく職であるということになりました。

その国の示す例示の中で、今回とらせていただきましたものについては、そのような制度になっておりますので、合わせさせていただきましたというものです。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） なぜ私が聞くかという、例えば区長のように現場で様々な危険な作業に従事する場合もあるわけですよ。それは区長の仕事なのか個人の仕事なのか曖昧なところもあるかもしれませんが、例えば特別職というふうに位置付けてあれば、町としての責任も生じてやれるというふうになると思うんですけども、ここで外した場合に、すぐにそういう事故と保険等の様々な問題が出たときに、それは町として別の形でちゃんと補償されるのかということなんです。区長とは、大変これ重要で重労働で、しかも住民との直接の色々な窓口にもなっているということでもありますから、そこはちゃんと私は補償すべきとしてやるべきじゃないかと思うんです。だから、そこは非常に曖昧になる危険性があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 区長さんの外された場合にということで、お支払いする費用等については、もちろん同じ町の業務の一部を担っていただいているわけですから、そこはそのとおりになり、次も同じような形にさせていただきたいと思っています。

今議員おっしゃったとおり、ここで非常勤特別職が入っている地方公務員共済といいたいでしょうか、その保険的なものにも入っているわけです。今回外すと、それがなくなってしまうので、それに関しては、どこどうやろうかというのは、昨日お話ししたとおり考えることなんです、その部分はもちろん補完出来るようにしてお願いをしたいという。次の規則、要綱等でお示ししたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、議案第3号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。これは主に旧姓でありますから、例えば結婚して苗字が変わったという場合に、結婚する前の旧姓を使っても、印鑑証明として、二つやれるというわけじゃないんですね。どっちかにしなさいと、実質的なものにしなさいと。私は、旧姓タジマですから、変えたいと思えばそっちに変えられるということなのかもしれませんが、そういう内容として理解していいのかというのが一つ。

もう一つは外国人の場合、これはちょっと単純で、知らないから教えて欲しいんですけども、日本に帰化した人なんかは漢字の当て字にして使う場合もありますけれども、現状ではこういう場合は、日本的な読みで片仮名でこういうふうにとり決まりがあって、それが印鑑証明という形になっているのでしょうか。この辺は変わるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 1点目の一つか二つかということですが、印鑑証明ですが、実印ですので、1人1個ですので、旧姓もしくは今の苗字どちらかになります。

あと、外国人の関係なんですけれども、外国人の場合は住民票上アルファベットで表示されているので、実印になると片仮名で表示されているという形になっておりますので、それについては、実際に片仮名で自分の英語読みの名前を片仮名表記されている方もいますので、それはそういうふうに取り扱っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、だけれども実際的に、旧姓の段階で例えば企業を起こして、その人の名前で企業が一般的に広がって行って結婚されるとかいう場合はあるかもしれませ

んけれども、これで、睦沢町でこうした要望がかなり出るということは想定されるんですか。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 今までは結婚すると苗字が変わっておりますし、それでつつがなくやっているとと思うので、この11月5日から併記出来るということになると、余り多くの方の申請はないんじゃないかなとは見込んでおります。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 例えば、投票関係でいうと、1万1,100円を1万1,300円、200円という、これは何を基準にやるのか、非常に低いということだったらもっと上がるだろうし、高いというなら下げるだろうし、この200円というのが、上げたのが高いというふうに思えば思うのかもしれないけれども、ちょっと私これ、改正するような重大な意味があるのかなと思ったんですけれども。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） そこら辺は、ちょっと細かいところはあれなんです、今回国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部が改正されるということになりました。その中で、基準額の改定、選挙執行の状況を踏まえた規定の整備の中でこれが入っているものでございます。

最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うというものでございまして、この200円がどうのというところはちょっと難しいところではございますが、この国の基準に準じて、国政と町の選挙等の差があってははいけませんので、今回改めて改正をさせていただきますということです。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第5号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ端的に聞いて、どういう不都合があったんですか。3人を削り1人にしなきゃいけない不都合というのは。つまり、どうしても3人にしなきゃいけないというんだけど、そういうふうにするよりも、1人ということで、1人にしちゃったほうがいだろうというようにしか読めないのですが、どういう都合でこういうふうにするんですか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） この条例の中に人数を固定しておりますと、例えばですけども、町民の公募によるというようなときに、公募しても集まらないという現状もございます。そういう人数がそろわないような場合もありますし、一人で関係機関とか、そのほか、例えば保護者の方とか二役を持っている場合などもございます。ダブって選任しなければならないような場合もありますので、このくくりを外すことで、バランスを考慮しながらも、より柔軟に幅広い人選が可能になるというところで、全体の人数は変えずして、それぞれの組織の具体的な人数を今回外そうとするものであります。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようでありますから、お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第6号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） いわゆる保育料の無償化の関連のものだというふうに思うんですけども、町内の場合は、基本的に今、こども園という、確か保育施設はそれだけだと思うんですけども、町外の保育施設、茂原とか色々ありますけれども、それとの関係ではどういう、つまり事業の金額のやりとりだとかそういうものはどういうふうになるんですか、保育料の関係では。その保育園が自分で直接、国とやりとりするんですか。睦沢町との関係でやるんですか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 町外のというところでは、例えば私立幼稚園と、あるいは認可外の施設等がございます。または、認定こども園のところもございます。

私立幼稚園につきましては、施設の利用の給付というところで、全協のときにもお話ししましたけれども、2万5,700円の利用料を町のほうから代理受領ということで、園のほうにお支払いをして、現物支給のような形をとろうと思っております。償還払いももちろん出来ますけれども、それは保護者あるいは園のほうの事務上のやりやすさを考慮して現物給付の形をとろうと思っております。副食費等については、償還払いの形になります。

あと、認可外保育施設、事業所の中にあるような施設ですけれども、そちらについても、3万7,000円の範囲で、これは償還払いになろうかと思えますけれども、町のほうから支給することになります。

そして、例えば一宮にあるどろんことか、そういう施設につきましては、施設型給付費ということで、町のほうから委託料という形で出すことになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 保育料という、新たな保育料の基準のところの問題はいいんですけども、問題は、主食の分は負担しないけれども、副食の分で負担をしてもらおうと。睦沢町の子供たちがほかのところに行った場合の、その間の精算とかなんとかというのは全部、相手方のところが計算をして、町のほうに、こういうことになりましたので、その分出してくださいとか、こういう形をとるんですか。そうすると、事務量としては大変なことになると思うんです。これはこちらの問題じゃないから別に、向こうが忙しくなってもといえそう

なっちゃうのかもしれませんが、かなり煩雑になるんじゃないですか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 町外の私立幼稚園とかに行っているお子さんの給食の関係ですけれども、睦沢町内の睦沢こども園では、先日も説明がありましたけれども、主食のところは町のほうで見ましょう。ただ、町外に行かれています子供さんについては、その部分の支援はございません。通常の公定価格での副食費が該当した方については助成しますけれどもというところで、一般的な国の制度に基づいた取り扱いになります。

その支払いの関係ですけれども、副食費については、かなり細かい毎月の計算がございます。そういうところで、代理受領の形も市町村としてはやれますよということで、茂原の管内の私立幼稚園の代表の方にお話をしたんですが、現場としては償還払いが望ましいというお話でしたので、毎月というわけにいかないかもしれないんですが、園との書類のやりとりをし、保護者の方が今のところそれぞれの町村に申請を出して、3か月ごととかに振り込むという形になろうかと思えます。

○議長（市原重光君） いいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第7号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、睦沢町には家庭的保育事業等の施設というのはないということでもいいですね。

そうすると、先程ちょっとあった町外の部分のところにもこれがかかわるのかという問題、町外のそういう施設との項目はかかわるのかという問題と、問題は、この（1）で、家庭的保育事業者等との事項に規定する連携協力、これは今ないから別に入れておけばいいのかというのかもしれないけれども、これは具体的にはどういう形で連携協力を行うのでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 1点目のお話ですけれども、基本的に町内の子供たちでというところが大前提だと思います。なので、町外の子供さんをどうというのは、はい。

それで、2点目のお話ですけれども、この連携というところでは、要は3歳未満のお子さんが小規模の事業所において、そこを卒業した後、次の受け皿として、例えば睦沢のこども園とかそういう意味での連携になります。本町にはそういう事例はございませんが、国のほうからの運用上の取り扱いで、具体的にその連携のところでは何をというところはちょっと示されていないようでございますけれども、茂原市内に1箇所ございます。そちらに聞いた範囲では、協定書を結んでいるという事例があるようでございます。それが、結ばなければいけないとか、様式的にうんぬんは、もしかしたらないのかもしれませんが、その連携の手続としてその辺を保証するというようなところで協定書を交わしているという事例はあるようでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） というのは、やっぱりこういうのはちゃんと決めておいたほうがいいと思うんですよ。だって、保護者のほうは、色々変わった場合、心配じゃないですか。それで、どうしてくれるんですかと言ったとき、協定もないんだから、別に保護者の人が勝手にやってくれればいいんだ、うちのほうは制度上問題じゃないんだというふうなことになるとうとうと、お互いに無責任状態になってしまうと。子供をどう育てるかという問題ですから、そこは今すぐということではありませんが、細かく検討していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） それこそ、子供の子育ての会議のほうもまたありますので、将来的に本町の中に、今のところ睦沢こども園も待機児童なしでおりますけれども、それでもやはり、小規模のところで保育をしたいんだとか、そういう需要も出てこないとも限りませんので、将来的にそういうものが設置されるようであれば、やはりそこを出た後の受け皿としての、例えば睦沢こども園との協定とかそういうものも検討しなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 現在のもの、前のものというか、ほとんど同じなんですよね、これ。だから、何でそれなのに、改正でなく制定なのかなという単純な疑問ですけども、若干増

えているところとか、言葉が移動すると、一般的にこういう条例改正のときは何条のところはなくして何条に移動しましたという形で普通やると思うんだけど、全く新しく創設されたものであればそういうふうになると思うんですが、こういうふうに給食費の無償化の問題を含めて、一部の部分的なものの改正については、改正という仕組みがより正確ではないのかなど。

なぜかという、こども園という形でいついつ出来ていたんですよと、それでここで変わったんですと歴史的に調べた場合に、突然ここから出てきたというふうに理解されると。改正であれば、これがあって、途中でこういうふうことになったんだということで、睦沢町が子ども・子育てでこういうふう努力をされてきたという、そういう跡が分かるというふうなプラス面も、それは一部の人なのか、そう理解するのは、わからないけれども、ほとんど同じじゃないかなと思うんですけども、なぜ改正じゃないんですか。

○議長（市原重光君） 中村教育課長。

○教育課長（中村年孝君） 今回のこども園の改正につきましては、これまでの利用者負担の考え方が今までとは異なっているということが、まず一つございました。また、利用者負担のあり方も、規則のほうでこれまでも定めてあります。今回も規則のほうで規定をさせていただきましたが、そのあたりの考え方が変わったということから、今までのこども園の運営を大きく変えるものではない改正ではありますけれども、そういったところの考え方が変わったというところから、このたびこのように制定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第9号 睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第10号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ありますので質問させていただきたいと思います。

財産でありますから、これは価値が存在しております。無償でやるという決定的な根拠は何なのかということです。利便性が上がるというのは、幾つか説明のときにありましたので、一定の理解は出来るわけですが、なぜ無償なのかと、そこをまずご説明いただきたい。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） この今のある施設なんですけれども、補助事業で建設した施設でございます。この補助事業により取得した財産については、処分についての承認基準がございます。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがありまして、これによって、あの建物は処分制限期間が24年となっております。それまでは、補助目的に反して使用し譲渡し貸し付けし、または取り壊すことが出来ないということになっております。この施設は、まだ17年しか経過していないということで、法律により、24年たっていないから、財産処分をする場合には、農林水産大臣の承認をいただく必要があるということでございます。

この財産に係る大臣の承認基準があるんですけれども、そこでは地域活性化等を図るための施設として転用する場合に限り承認するとしており、今回郵便局が活用することについては、国とも相談をしてきたわけなんですけれども、該当することが確認されたということです。

しかしながら、承認はされたんですけれども、郵便局として転用することはオーケーなんですけれども、その際にも有償譲渡や有償貸し付けをするのであれば、補助金は国庫納付、返してくださいよというのが条件になっています。無償による譲渡とか貸し付けであれば、学校のときも同じでしたけれども、補助金の返還がないということで、今回は補助金の返還は避けたいことと、無償貸し付けでは、今後、貸付期間を終了したときに、仮に本施設が返された場合、施設の撤去費用がかかるということなので、無償譲渡ということにさせていただきました。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） もうちょっとわかりやすく言って欲しいんですけれども、財産としての価値が存在しているわけでしょう。普通に売った場合で、その価値の問題と、それからその適化法によって返還しなきゃいけないということについては、差が存在し、有利になるというような、そういう計算があるんですか。ここのところは、多少出してもサービスが多少よくなればいいという考えですか。財政上のご視点はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 仮に評価額で申しますと、1,600万円位の評価が残っているということでございます。補助金を返還しますと6,000万円返還しなきゃいけないということで、その差が4,400万円位になるということで、有利というか、財政的な面でいえば、無償のほうが条件が町としてはいいということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫君。

○12番（市原時夫君） それで、無償でせっかく貸し付けるわけですから、多少のこちらの活用の利便性なりの条件をつけるということも、交渉の段階ではあり得るのではないかと。それがうまくいくかどうかは別ですよ。例えば、会議室というのがありますね。これでいえば、ここの方々が使う会議室なのかもしれませんけれども、こういうような会議室なりなんりのスペースを一部町民に利用出来るようにするとか、そういうような条件と、ただよろしいですよと言うのではなくて、言って、こちらとしても活用しやすいような交渉も、相手があることですから、いくかいかないかは別ですよ。そういうようなことも多少考えてはどうかなというふうに思わないところもないんですが。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 郵便局、民間の会社ですよ。ということなので、なかなか難しい部分があるとは思いますが、一般的に郵便局というと、住民のための郵便局というようなイメージがかなり強いと思います。そういうことなので、また今話があったことはお伝えはさせていただきますけれども、出来るかどうかは別としてになると思います。

ただ、うちのほうとしても、色々なことをやってくださいよということをお願いしてあります。それで郵便局から、この審議資料のほうにもありますけれども、こういうことをやってくれるということを引き出しましたので、そういう形で進めていければというふうに思っております。

○議長（市原重光君） もういいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 財産の無償譲渡については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第11号 契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは非常に大事なことで、現在のここの庁舎もそうですけれども、よく故障すると。プラス毎年、見て直してくれると、でも途中で故障するということがあったわけで、一つには、説明の中では、この契約相手については資格条件に合致すると。私は、それだけじゃ駄目だと思うんですよ。実際に、この会社がやったところについては、その後の保証を含めた実績が町として大丈夫だという調査、保証はされるのかというものが一つ。

それから、二つ目の問題は、もしもその中で明確な町の側の、例えば壊したとか何だとかいう以外で故障した場合については、無償でそこは直しますというような契約条項を入れるとか、無茶なことなのかはわかりませんよ、私は素人だから聞いているわけで。そういうところも、過去にこういうことがなければいいんです、私も聞かないんです。何度も何度もあって、寒いときに冷房が入っちゃったみたいで、暑いときには暖房が入るみたいな、そういうようなことを経験しているから、このことは重要視しなきゃいけないし、ちゃんと責任を持って実施してもらうために、莫大な金額ですから、その位の保証は取った方がいいんじゃないでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回のこの事業については、経産省のほうの補助事業を活用しております、そこら辺の実績もということで、業者の一般競争入札の中での選定の状況にもなっております。この業者につきましては、全国で今まで22万件、公共施設もたくさんやっておりますし、その中で工事がどうかというところまでは、調査はそこまで行っておりませんが、そういう公共施設の中で、もう十分実績を残しているということで、十分その要件に達しているものだというふうに思っています。

当然、その契約の中で、新規になった場合、また壊れていくという、何年かはちょっとわかりませんが、瑕疵担保責任等もありますので、そこら辺は十分やっていただくようにして、

すぐ壊れるとかでは困るので、そこは十分見ていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。電気機器、パソコンだって何だって、特にプリンターなんか、大体壊れる直前位まで保証するんですよ、2年とか3年とか。たつと大体壊れるんですよ、私も何十台とやってきましたけれども。そういうことがあり得るから、本当に自信があるのだったら、しかも長期に使うものであるし、しかしこの金額なんだから、本当に自信があるのだったら、10年なりなんなりは故障したら無償ですという位の自信を持った企業とやったほうがいいのではないかなど。これは素人考えだよ、素人考えで言って申し訳ないんだけども。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 機械ですので、当然、耐用年数がございます。従来から使っているものについては、耐用年数を十分過ぎるほど使っているということで、もうその期間を当然過ぎていくということで、延命のための色々なメンテナンスだとか保守だとかしながら何とかだましまし使っているということで、大変、利用者の皆さんにご不便をおかけすることが多々ありますけれども、議員がおっしゃるように高額なものですから、なるべく延命措置をしてだましまし使うというのが実情でございます。ということで、耐用年数内は十分な保証をいただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで暫時休憩といたします。

（午後 1時58分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を続けます。

（午後 2時15分）

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第12号 令和元年度陸沢町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 補正予算書の19ページの商工費、1番下、上市場今堰駐車場整備工事、それと1ページあけて20ページの上のほう、観光地魅力アップ整備事業補助金、それと観光地トイレスピードアップ事業補助金、これは具体的にどういったものを作って、どういった団体が管理するようになるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） それでは、命によりお答えいたします。

まず19ページの上市場今堰駐車場整備工事ですが、こちらは数年前から上市場今堰のほうを使いまして、田んぼの学校ということで、古代米の稲刈り、田植え等を行っているところですが、あそこは駐車場というのが現在ございまして、事業をやるたびにその周辺の路上駐車になってしまうということの中から、こちらについては駐車場の整備を行おうということで、これは地元のほうからの要望も強くありまして、当初予算は工事費として町が発注する形でとらせていただいたんですが、今年に入りまして協議を地元と重ねる中で、まず駐車場の用地が上市場区の共有地であること、また、その工事を進める中で当初400万円弱位の工事費を計上しておったわけですが、地元の方たちのご努力によりまして、立木の伐採、また抜根等は直営でやっていただいて、最終的には220万円まで工事費を圧縮出来ました。

そのようなことで協議を重ねて、今後の管理も含めまして、やはり地元で発注していただ

いて、町としては補助金でお手伝いをするというほうが今後いいのではないかという結論に至りまして、今回まず工事費を減額とした中で補助金という形に組み替えをさせていただきました。

まず補助率についてですが、これは県の単独の補助金を使っておりまして、220万円のうち半分の110万円が県の補助でございます。相残りの2分の1を町が負担するような形で、最終的に地元の負担は4分の1という事業でございます。

続いて20ページですが、こちらのまず観光地魅力アップ整備事業の補助金ですが、これについては今お話をした、この963万2,000円の中には、今堰の駐車場の関係、それと併せましてもう一つが、上市場の八坂神社と郵便局のちょうど中間あたりに、歩道の拡幅工事に伴いまして出来た残地ではないんですが、その敷地において上市場の一つの直売的なものとか観光案内が出来るような施設ということで、これは数年前からワークショップをやっている中で、その中で地元の方たちが何年もかけて話を詰めてきた中で、地元でボトムアップとして町に上がってきた話でございます。

これについても県の補助金を活用した中で、補助率は一緒ですけれども、町も相残りの2分の1を負担する形で、あくまでも観光案内所というくくりの中で整備を進めるという内容でございます。

先程ちょっと言い落とししましたが、まず駐車場については上市場区が事業主体となっております。それから、観光案内所でございますが、こちらは先程お話ししましたワークショップの中から皆さんで協議の中で、一つの地域としての会が立ち上がっておりまして、こちらは生活しやすい上市場を作る会という会が立ち上がっております。こちらの会が事業主体として進めるといった内容のものでございます。

最後に、観光地トイレスピードアップ事業でございますが、こちらについては、今、県、特に知事は、千葉県内のいわゆる公衆トイレの整備を来年に開催されますオリンピックに向けて進めたいという中から、ある程度時限的に作られた事業でございます。何が違うかと申しますと、この観光地魅力アップに比べまして、まずこちらの観光地トイレスピードアップ事業の補助金については、あくまでもこれは民間の事業者が整備するのみということで、地方公共団体、町とかがやることは出来ません。

さらに、1番大きく違うのが、補助率が対象経費の4分の3、いわゆる75%補助ということで非常に高い補助率でございます。ただし、これについては、来年度は事業が残っているかは県のほうに確認しましたが、ちょっと定かでないということの中から、今回、先程申し

ました上市場の観光案内所に隣接させるための公衆トイレ、それが1基でございます。

それと、併せまして佐貫地区において新たに地域の住民の方たちが中心となって、一つの協議会を立ち上げられました。名称としては、睦沢里山ふれあい体験推進協議会ということで、これは2年ほど位前から、ヤギの牧場を経営されている川和ミルクの川和氏という方が中心になって、これから睦沢町に色々観光のお客様として体験出来るものを創出していこうと、そういったことに地元の方たちも賛同した中でこういう協議会を立ち上げまして、そちらの協議会が事業主体となりましてトイレを佐貫地区に設置するといったものでございます。

今回、トイレのスピードアップ事業の補助金に関しましては、県の補助は事業者へ直接、町を通さずにあります。その関係から、あくまでここに計上させていただいた183万円というのは、町が負担する分の上乗せ分の補助金でございます。

ちょっと雑駁な説明で申し訳ございませんが、以上でございます。

○議長（市原重光君） 伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） ほとんど補助金で出来るということで結構なんですけれども、本当はこれ以上この金額以上にかかるということで理解していいですね、183万円というのは、トイレは。

それと、これを地元の何とかという会が運営すると、観光案内所ということになると、どなたかが常駐しているように運営するのでしょうか。そうした場合、地元の会がなさるということであれば、私たちは何も言うことはないんですけれども、その辺は将来的にわたって運営が可能ということで判断なさったということでよろしいでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） まず1点目でございますが、あくまでもこの183万円というのは、町のいわゆる補助分ということで、総事業費というのはトイレに関しましては大体700万円位、それぞれ、若干違いますが、それぞれその位の事業費としてはかかる予想でございます。

それから、上市場のほうの常設といいますか設置されるものに関しては、これは観光案内をしていただく拠点となりますので、当然どなたか常駐していただく、また、まだはっきりと、その一部を地元の製品の直売の施設としたいというようなご意向もございますので、当然そこには店番といいますか、あります。そういった形で運営していただきたいと思っています。

さらに言うと、その施設を、当然電気代とか光熱水費を含めて維持をしていくには、ある

程度の利益も上げていかないといけないということの中から、単発であけるのではなく、基本的には常設でやるというように伺っております。町としてもそのような認識で補助を出すということでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番。公共施設の整備工事の中に防犯灯工事とありますけれども、この防犯灯工事とはどういうことでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回は防犯灯工事という名目にしましたけれども、以前から区長さんをお願いしてつけているという事業と少し趣旨が異なって来るということで、説明させていただきます。

今回、上市場のツツ川から自転車道をずっと来まして、富貴楽橋までの自転車道路なんです。ここは小学生の通学路になっているということと、中学生もここを通ると。そしてまた一般の方も健康等もあって活用しているという中で、非常に冬になると暗い、また、草木も茂ってきてしまうということで、そもそも県のほうの所管でございますので、要望もずっとしてきたわけですが、なかなか実現出来ませんでした。県のほうは出来ませんということでした。そこで、上市場地区が防犯灯をつけてくれるかということ、なかなか電気代等もございますので出来ないということございました。

そうした中、要望等もございましたので、今回この区間についてはLEDの防犯灯といたしましょうか、LEDを使った街灯をつけるという予定にしております。距離は825メートルございまして、10基を予定しております。既存のものもございますので、そこはちょっと外させていただいて、防犯灯の光る距離とかも色々あるんですけども、そこら辺も考慮して、短いところは50、60メートル、長いところは100メートルちょっとあるところもありますが、そこも含めて設置をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） よくわかりました。よいことだなとは思いますが、私のほうで何を言いたいかといいますと、この防犯灯工事ということが出て参りましたので、私どもの下之郷の区からも要望として10基以上も出してあるんですね。町から私が言われているこ

とは、今非常に財政上厳しいから優先順位をつけて年間1灯位にしてくれというようなことで回答をいただいております。

もう既に4年がたっているんですけれども、総務課の職員がご尽力いただいて何灯かつけていただきましたけれども、優先順位をつけろ、そしてまたなかなか設置は出来ないよという回答をもらっているがらにして、今回ぽっと10基の防犯灯を一気につけるということになりますと、じゃ、地域の中では、10年先にならないと、4年前に私が申し上げたことが10年たたないと完了出来ないというような状況の中で、こんなに突発的に10基もつけられるということはいかななものかなと思われま。

地域の人たちは非常に困っているんですね。それを、優先順位をつけて後々にしてくれということで、住民との間に入って非常に嫌な思いをしているんです。早くつけてくれよと言われても、なかなかつけられない、そういう状況下にありますけれども、今回こういうことを考えますと、緩やかになったのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 先程冒頭で申しましたとおり、今回はちょっと特殊な形で、町自体がつけるという、電気とかそういうものをお願いするのではなくて、町のほうで特殊というか、つけさせていただいたというものです。今、議員さんがおっしゃるとおり、区長さんの要望を上げてくれにつきましては、従来から上げていただいたもので、その対応には大変苦慮しているというのは十分承知しております。

町の防犯灯につきましては1,300件ほどございまして、それをLEDに全部かえております。その性能のよさなどもあって、10年はもつだろうという形でやりましたが、中には台風とかそういうものでぶっ壊れて直すというふうな形があるかと思っております。

新たにつけてもらいたいというところももちろんあるというふうに思いますけれども、先程も言ったように予算の都合という理由を何度も入れてしまいましたけれども、出来れば新たなものは、その範囲の中で調整をしていただいて、もうここは今までつけていたけれどもいいようなものであれば動かすとか、そういうところも見ていただいて、全体を把握していただいて、そういう措置がやっても結局無理だな、暗いなというものに関してなるべく順番でやっていきたいなというふうに思っています。

緩和したかどうかというのがございましてけれども、優先順位を順どおりやっていきたいと思っております。そこは地区とのかかわりもあってやっていきたいと思っておりますが、そこにはやはり人が、困っているのはわかるんです。ただ、子供たちとかそういう人たちがいるものに

は先にやってあげたいというふうに思っていますので、そこら辺はお話を聞きながら進めさせていただきたいということでもあります。

いずれにしても、要望が上がったものについては出来るだけ早くつけていきたいと思いますので、引き続きご協力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 苦しい答弁でしたけれども、わかります。気持ちはよくわかるんですけれども、やはり一気に10基つけるということになりますと、何であれともあれ私どもは待っているわけですね。それを町民に対してもう少ししばらく待ってくれよということはずっと言ってきているわけです。

今課長がおっしゃったように、もう少し待ってくれよという気持ちもよくわかるんですよ。わかるけれども、私たちが要望していることもわかっていただきたいと思います。そういうことで少し緩やかになったというふうに解釈してよろしいんですね。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 担当課長から申し上げましたとおり、今回は特別、将来を担う子供たちが、痴漢の情報だとか色々なものが入っております。そういったことで緊急にここは要するという特別な認定をさせていただきました。

ということで、従来からの各区からの要望については従来どおりやらせていただきたいと思いますというふうに思います。また、財政が許すようであれば、なるべく総務課長が言ったように地元の要望に応えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。先程、伊原議員から質問のありました観光地魅力アップ整備事業補助金と観光地トイレスピードアップ事業補助金ですが、観光案内所ということですが、あの場所で観光案内というのもしんどくないので、こういった層をターゲットにして、直売所もやられるということで常駐するということですが、こういったふうに運営していくのかお聞きしたいのと、トイレスピードアップとは一体どういう意味なのか。そういう補助事業の名前なんでしょうけれども、その言わんとするところを教えてください。

あと、21ページの土木費、住宅管理費について教えてください。

それと、教育費、こども園駐車場安全対策工事、これを詳しくお聞かせください。お願い

します。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 21ページの住宅管理費のほうから説明させていただきます。

15万円の償還金ということで上げさせてもらってありますけれども、先の専決をいただいたところで、リバーサイドで出ていく人に対しての敷金を返すということで、これも同じでございます。というのは、出ていくということではないんですけれども、今住んでいる人が出来れば購入したいという希望を出してきましたので、それにもし、それにタイミングが合って敷金が返せないと購入の時期も遅れてしまうこともあるので、見込んで上げさせてもらったということです。

以上です。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、観光地魅力アップ整備事業の中の上市場の件でございますが、こちらについては実は直売所だけではなかなか補助金もとりにくいという側面もまずございます。その関係で、ただ、あそこはちょうど、今度の新しい道の駅にもレンタサイクルがこれから動き始めまして、実は一宮町の駅前にもレンタサイクルがもう昨年、一昨年ですか。聞きますと、かなりの稼働率だそうです。今後新しい道の駅と一宮の駅前のレンタサイクルの相互乗り入れといえますか乗り捨て、それもこれからやっつけようということで協議を進めております。

その中で、ちょうど上市場の位置が、仮に自転車で睦沢方面、レンタサイクルに限らないんですけれども、今サイクリストもかなり多いので、ちょうど行った場合、一ノ宮駅を出発して、道の駅まではトイレがなかなかないんですね。役所も、平日であればあいております。日曜日でも日直がおりますので対応は出来るんですが、それにしても中間でそういった公衆トイレ的なものがないということの中から、ちょうど位置が、そういうトイレ休憩をとるのにもいい場所であるということで、トイレも当然公共のいわゆる公衆トイレを作る。

併せて、地元の方たちが、なかなか、正直、上市場のあの周辺の方たちは、買い物をしようと思うと、結構、一宮方面に出るにも、上之郷の新しい道の駅、あのあたりのスーパーに来ようとしてもかなり遠いということで、前々から上市場地区の高齢者の方たちから、近くで買い物が出来ないかと、そういった要望もありまして、それを受けてあそこで始めようということで始まったものでございます。

ですから、先程申しましたように、ある程度そこに物を置いて売り上げも上げながら、や

はりその維持費を、これは町が管理をするわけじゃなくて、あくまでも地元で管理してもらいますので、それも捻出していかななくちゃいけない。そういったことの中から、今、常駐する形でやるようなことで聞いておりますし、その方向で県のほうにも説明をしております。

それと、トイレのスピードアップ事業、これは先程ちょっと申しましたように、確かこれも前は観光地魅力アップの中に、今もそうなのですが、トイレの事業はございます。それとわざわざ別枠でこのスピードアップ事業というのを作った背景には、先程も申しましたように、来年一宮町で会場となるオリンピックの関係、その他にも県内ではかなりパラリンピックの会場も千葉県はなっております、そういったことの中から知事の肝いりといいますか、知事も県内に出来るだけ公衆トイレを整備したいということの中から、先程言いましたようにかなり破格の補助率でオリンピック前に整備をしてもらおうという中で、この名称がスピードアップということになったような予測はしております。その辺が、従来あった同じトイレの整備でも観光地魅力アップ事業との違いでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村教育課長。

○教育課長（中村年孝君） それでは、こども園の駐車場の安全対策について説明をさせていただきます。

大津市で子供たちを巻き込む事故がありました。その事故の直後に、こども園の活動について色々の点検をいたしましたところ、駐車場の、旧ゲートボール場側の駐車場の車をとめる白線部分が薄れているということ、それからガードレール側と旧ゲートボール場側の、ちょうど車と車を置いた中央あたりは広くはなっているんですが、車がとめ方がちょっとばらばらになってしまうと、子供たちがその中央を歩いてしまうというような光景があったということから、このたびのこの工事については、ガードレール側とそれから旧ゲートボール側のほうを若干広目に緑色のペンキを塗って、子供と保護者の動線を確保する、園に入るまでの動線を確保するという工事を実施するというものでございまして、これからこの後可決されましたならば、保護者のほうにもその旨を説明して、こういうふうに動いてもらいたいということを併せて実施をしようとするものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） まずは住宅管理費のほうですが、購入していただく見込みがあるということで、その逆でしたらどう言おうかと思っていたんですけれども、ようございました。

あと、直売所だけではなかなか補助金がないということで、そういうふうと言われると直売所がメインなのかなという気もしてしまうのですが、でも観光案内所として作るのであれば、そういった中身の充実も必要だと思うんですけども、これからやっぱり外国のお客様とかも来ると思うんですけども、そういった外国語が出来るような方とかも案内に入ってくれたりするんでしょうかね。

あと、こども園管理費で給料なんですけれども、800万円の減で、聞き漏らしていたら申し訳ないんですけども、ちょっと大きいんですけども、それで臨時雇上賃金がそれに比べて少ないんですけども、人員の確保とかは大丈夫なんでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） まず、上市場で作る施設ですが、インバウンド需要にも応えるべく、いわゆる通訳的な人を置けるかということですが、なかなかそこについては、仮にそういう人を使うとなると、人件費の面とか、なかなかありませんので、何か国語かの表示のほうはしていただくようなことで考えております。当然、これから外国人のお客様もどんどん来年に向けて県内増えて参りますので、そこに限らずこれからそういったことは必ず必要になって来るかなというふうな認識は持っておりますので、そういうことでまた地元と進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村教育課長。

○教育課長（中村年孝君） それではまず、今回計上させていただきました臨時的任用職員の給与でございますけれども、当初こども園に保健師を採用するというので、採用の手続が進み、最後にその保健師が、採用の通知をしたところキャンセルをいたしました。このこども園については、養護教諭の次に保健師、看護師という順で配置をするということが決まっておりますが、今回保健師が採用出来なかったのので、改めて養護教諭を臨時職員で雇って、その4月から3月分をこの補正で計上させていただいたものでございまして、人件費のほうはその分がもう既に加味されておりましたので、その減額でございます。

○議長（市原重光君） あといいかな。

他に。

清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 7番。19ページの観光費、上市場今堰駐車場ということでのっているんですけども、今堰は地元の方も大分整備されて、町の自然公園としてはシンボルになる

んじゃないかなと思います。

それで駐車場プラストイレというのは、ワンセットで大体あると思うんですが、予算の関係もあると思いますけれども、これから考えるとやはりあそこは地域の方も大分、整備されて、里山サイクリングとか里山ウォーキングということであそこを利用する方がこれから増えるかなと。今、手塚課長がおっしゃったように、一宮と、それから道の駅ということを経ぶと、里山というと向こうのほうへ行っちゃいますので、そちらのほうにもやはりトイレが必要かなということで、その辺の検討というかトイレの設置に対しては、無理かもしれませんが、将来的にどういうふうにか考えたのか教えて欲しいと思います。

○議長（市原重光君） 手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君） 議員がおっしゃるように、あそこで事業を、イベントをやる際に、やはり今トイレがないという問題も、一つかなり問題でございます。

現状は、例えば土日のイベントが多いので、近くのコンビニまで、あそこですと一宮町のセブンイレブンとか、車でわざわざトイレに行っていたとか、役所に行っていたとか、公民館に行っていたとか、そういう形の対応になっております。

今回、駐車場を整備する中で、おっしゃるようにトイレも一緒に出来れば理想的ではあるんですが、何せ経費もかかるということで、今後トイレに関しましては、また地元のほうとよく協議をした中で、出来ることであれば事業化にしたいなというふうに私も思っておりますので、またその辺は多少時間がかかるかもしれませんが、検討させていただければと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 7番。トイレ一つで、多分700万円位かな、かかるので、そう簡単には出来ないと思います。ただ、いずれにせよ今堰は町の中心ですし、これから皆さんが色々整備すると、春はとにかく、桜の時期は非常にいいものですから、よそから人が来たりするので、やはりトイレがないと困るので、すぐとは言えませんが、その辺を考慮して地元と話し合いながら地域の計画を練っていただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 要望ですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（市原重光君） 質疑をやっているんですけども、要望はちょっとどうですかね。

〔発言する者あり〕

○議長（市原重光君）　ということです。

手塚産業振興課長。

○産業振興課長（手塚和夫君）　先程もお答えしましたように、やはりお金もかかることですし、あとは管理の問題もごさいます。当然、その辺も含めた中で、今後よく地元と話し合いを詰めていって、少し検討させていただければと、そのように考えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君）　いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（市原重光君）　他に。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君）　教育費で、小学校、中学校の学力調査というのがあります。これは今全国で結構問題になっている、順番を発表して、どこの学校がどうだというそういうのとは違うんでしょうか。もうちょっとその辺の内容と効果についての考え方をお聞かせください。

○議長（市原重光君）　今井教育長。

○教育長（今井富雄君）　学校、県ごとの表示が出ますのは全国学力・学習状況調査と言われるものでございます。この調査は全くそういうものではございません。内容は、小学5年生と中学校の2年生について個々の学力の評価を分析するための調査費でございまして、その目的は、児童・生徒一人一人の学習上の長所や弱点を明確にして、努力目標を与えながら学習意欲の向上を図るためのものでございます。

また、教師側にとっても、指導方法の改善というところで、生かしながら児童・生徒の学力向上に資するためのものでございます。おかげさまで、全国学力・学習状況調査の中では、睦沢町の小学校は今年全国の平均を3点ほど超えまして、この成果が出ていますから、それも含めてさらに子供たちの安定した学力の向上といたしますか、促すためにも是非ご承認いただいて継続していきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君）　市原時夫議員。

○12番（市原時夫君）　その調査結果というのは、どういう形で保護者なり、それから児童・生徒が活用出来るということなんですか。

○議長（市原重光君）　今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 学校用には、資料として学校全体の観点別の評価表が出ますし、また子供たちの一人一人の状況が出ます。そしてまた子供たちにも、保護者向けにも含めて、ちょっと見えないかもしれませんが、こういう形で、一覧表でその評価、そして落ちている、伸びている場所、落ちている観点といった部分を、子供もわかる、親もわかる、先生もわかる形でつけていきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） そうすると、自己分析をするときに、自分はここをもうちょっとやるべきだとか、そういう自分自身で弱点で克服すべき課題がより鮮明になると、こういう理解でいいんですか。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） おっしゃるとおりでございます。またさらに、その克服すべき点を、この試験を受けますと問題集としても出てきますので、さらに力がつくかと思っております。以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和元年度陸沢町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第15、議案第13号 令和元年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

[「議長」の声あり]

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから、動議を提出いたしたいと思います。

私、今関澄男提出者でございますが、賛成者2名から議長宛てに提出いたしました、睦沢町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定に係る発議案第1号、これはいわゆる定数の削減、現在14名であります。12名に削減するという内容でございますが、昨日この件につきまして議会運営委員会で検討をいたしましたところでございます。内容的には色々と議論いたしまして、大勢を占めていない等の話し合いがございまして、発議案として取り上げることは出来ませんでした。

睦沢町選挙管理委員会は、町議会議員選挙を12月17日告示、22日投開票すると発表しております。あと4か月を切った非常に短い期間でありまして、急を要する案件でございますので、ここに議事日程に追加していただき議題とすることを切に要望するところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ただいま今関議員から、議会議員定数条例の一部改正にかかわる発議案第1号を直ちに日程に追加し、議題とすることの動議が提出をされました。

この動議は、会議規則第15条の規定による1人以上の賛成者がありますので、成立をいたします。

それでは、議会議員定数条例の一部改正にかかわる発議案第1号を日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。

よろしいですか。

この動議のとおり、日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 確認ですが、第15条では動議の形で発議として自動的にそれはされるのではないのでしょうか。それは多数決で決める問題ではなくて、動議として成立した場合には、これ内容について賛成反対の問題じゃないですよ、動議として成立するんですから、その動議の内容については多数決で決めるということではないんじゃないか。私の理解が違うのかわからないけれども、動議としては自動的に成立するんじゃないのでしょうか。

○議長（市原重光君） わかりました。ないものを動議で出すわけですね。そうしますと、議会を預かる立場でこれをどう扱うか、これは基本的に議会の多数の同意がないと、これは取り上げることが出来ないということだと思います。お諮りをした中で、やはり議案として認めるかどうかは、これはこの議会の場で採決の方法しかないというふうに私は思うんですけども、それが間違いであれば、どうぞ。

市原議員。

○12番（市原時夫君） なぜかってね、この動議に賛成反対とは別で、厳密に条例の問題として15条はうんぬんで1名以上の賛成者がなければ議題とすることが出来ない。ということは、1名以上の賛成者があれば議題とすることになるんですよ。というふうな理解じゃないのかなと、これは自動的になるんじゃないの。

○議長（市原重光君） だから成立をしましたと、さっき言いましたよ。日程に追加するかどうかを皆さんにお諮りをするわけですよ。動議については、1名以上の賛同者がいますから成立をしたということだと思います。解釈がちょっと違うかな。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 議会事務局のほうでちょっとそれ、大事な問題なのよ、これ。つまり、地方自治法なり議会運営規則についての、ここで間違っただけの理解をするといけなから、議長の言うのは正しいということで、ちゃんと客観的な証明があればそれはそれで結構。ちょっと間違っちゃいけないので、その確認の意味です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員さんのほうからご丁寧に、間違っはやっぱりいけないと、これはそのとおりだと思います。そういうものを踏まえた中で、私も局長と相談をしながら、こういうことになったらどうなるんだと、色々な調べを昨日からしてきました。

そこで、成立はすることはします。賛同者が1名以上いますから。それを議案として取り扱うかどうかは、これは議運では駄目になりました。駄目になったものを、再度またお願いをするわけですね。動議ですから、賛同者が1人いればこれは成立しますよ。そうすると、私の立場ではそれをやはりどういうふうに持っていくか、これは私の責任ですから、これは皆さんにその動議の内容を、これを取り上げていいのか悪いのか、これは皆さんにお諮りするしかありません。

私の権限で出来るのであればすばつとやりますけれども、それはどうかなと思いますから。ということで、議員さんの皆さん方は、やっぱり自分たちのことにかかわるわけですから、大事なことです。みんなが認識をしてかからないと、はっきり言って後で大きな問題になる。市原時夫議員さんの言うように、解釈が間違うとこれえらい話になっちゃうから。その辺は慎重にやらなきゃいけないということは、私は認識をしております。

一つは、議会運営委員会の中で、これは駄目だ、取り上げることは出来ない、議案としては認めないというものをまた再度やるわけですから、それは非常に難しさはあろうかと思えますよ。その辺は皆さん、議員さんがどうやって受けとめるか、私はこの方法しかないのかなということで今お諮りをしたんですけれども、ちょっと市原時夫議員さんのほうから、一応大事なことでというお話がありましたが、ここでちょっと休憩入れます。

開会を3時15分にしたいと思います。

暫時休憩といたします。

（午後 3時00分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 3時15分）

○議長（市原重光君） 先程、休憩に入りましたけれども、市原時夫議員さんのほうから、間違っ対応の仕方はよくないだろうというご心配をいただきました。

簡潔に申し上げます。

まず、今、今関さんのほうから動議が出されましたけれども、事案となるようなことはあ

りません、現在の段階で。事案として取り上げるか、取り上げないか、それを皆さん方にお諮りをして、そこから審議をするかしないかの判断になりますから、私は自分の、今まで口述をしたことには全く間違っていないというふうに私は感じておりますから、そのように進めて参りたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

わかりますか。

伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 今関議員が何をやろうとして動議をしたかというのをもう一度皆さんに明確にわかっていただいてから採決なされたほうがよろしいかと思えます。

○議長（市原重光君） 明確に、それはさっき今関さんのほうから動議の内容、これはお示しをしたと思えますよ。

○3番（伊原邦雄君） 今、議長はそれが明白になっていないということをおっしゃいましたので。

○議長（市原重光君） 私はね、動議をするのに、案件があつて動議を出すのであれば、これは議事にすぐ入れるんですよ。案件がないものを取り上げているわけですから、それを……

○3番（伊原邦雄君） こういう案件を出したいのという動議を話したはずですよ。

○議長（市原重光君） そうですよ。

○3番（伊原邦雄君） それをだから、まだはっきりしていないというのはおかしいですよ。

○議長（市原重光君） いやいや、案件がないものを出しているわけですから。

○3番（伊原邦雄君） こういう案件で動議するというので、どうですか、お認めになってください。

○議長（市原重光君） いやお認め、それは私のほうから逆ですよ。

○3番（伊原邦雄君） いやいや逆じゃないですよ。

だって、今、議長がね、どういうことをやるか明白になっていないということをおっしゃると……

○議長（市原重光君） じゃ、発議の資料配りますか。

○3番（伊原邦雄君） それもいいかもしれませんね。

○議長（市原重光君） 認識のない中で物事を進めることはよくないから。

〔「そうです」の声あり〕

○議長（市原重光君） ちょっと待ってください。休憩を入れます。

（午後 3時18分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 3時21分）

○議長（市原重光君） それでは、議会議員定数条例の一部改正に係る発議案第1号を日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。

この動議のとおり、日程に追加をし議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

座ってください。

したがって、議案第1号を日程に追加し、議題とすることの動議は可決されました。

これから、追加議事日程及び発議案第1号を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

（発言する者なし）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） それでは、追加日程第1、発議案第1号 睦沢町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 続いて、提出者の説明を求めます。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） それでは、私のほうから提出理由につきましてご説明申し上げます。

定数条例の一部を改正する条例でございますが、本則中の「14人」を「12人」に改めるという内容でございます。

当然、これに伴いまして附則事項が発生するわけでございますが、その事項につきましてはお記入のとおりでございますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

さて、提出理由でございますけれども、平成18年12月議会にて定数16人から14人に削減し

て以来、今日まで13年間現状のまま推移をしてきました。

平成23年には議員定数問題等調査特別委員会が設置され、5回にわたる議論が重ねられました。このときは、削減を続けることは必ずしも町民のためにはならない。また、人口推移など社会情勢を考え、自ら律する覚悟で今後削減も検討すべきとしたものの、まだまだ時期尚早であるということで現状維持とすることといたしました。

くしくも同年、平成23年には地方公共団体の組織及び運営について、その自由度を拡大するため、議会の議員定数について、人口に応じ上限数を定めていた規定を撤廃する地方自治法の一部改正する法律が制定されました。

平成26年には第3回にわたり議会改革特別委員会が開催され、議員定数については削減また現状の大分類ではなく、いわゆる小分類に分けた四つの採決を行い、いずれも過半数に達せず、現状維持となったところでございます。

このように長きにわたり議論を重ねてきておりますが、当時と議員の顔ぶれも変わっております。しかしながら、このように長きにわたる議論を重ねてきたわけで、機は熟したというふうには私は思っております。

そして、先程申し上げました平成18年当時は、住基人口はおおむね8,000人ですね、7,959人でしたが、条例改正から13年を迎えた現在の人口につきましては7,000人を割り込み、大幅に減少しているところでございますが、これらにつきましては、町を挙げてこの人口減少に歯どめの努力をしているところでございます。

郡内では一宮町、白子町が人口1万人を優に超えている中で、また、隣の九十九里町では有権者数が1万3,800人、先般、選挙を行いました。この中でも16人から14人に定数を削減して選挙が行われたところでございます。

加えまして、隣の長南町は13人、長柄町は12人と削減をしております。

このように、周辺町村と比較すると、バランス的に本町につきましてはとれていないというような比較論でございますが、このような状況にあるわけでございます。

いま一点、自主財源である町税は年々減少傾向にございますが、これから老朽化した学校施設の新たな建設構想に加えて、高齢化等に伴う介護福祉対策など、財政的には一層厳しくなることが自分としてもわかっております。

このような睦沢町を取り巻く環境の変化を考慮すると、議員が自ら改革していく姿勢を示す、そういう必要を痛感いたしまして、議員定数14人を12人に削減するというものでございます。

以上、提出理由の内容につきましてご説明申し上げました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。議員の中でも様々な考えがあることですし、丸っきり否定するものでもございませんが、私とは考えが違いますので質問させていただきます。

まず、周囲との比較論、そういったものを大いにおっしゃっておられたわけですが、減らすことに対するメリット、それはどうお考えなのかちょっとお聞かせください。

○議長（市原重光君） 提出者、メリットはということです。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 当然減らすことによりまして、1人当たりの議員歳費は削減されます。

それから、併せて少数精鋭的な形になりますので、議論が伯仲し、スムーズな議会運営が図れるものというふうに思います。その辺がメリットではないかというふうに思います。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 1人当たりの、2人分減るわけですね。それならば、まず改革というのであれば、自らを律するというのであれば、私が提案しました議員報酬を減らすことからじゃないんですか。何でそれ、自分の身を切ることを先にしないで、先送りにするような、そういった議案を出して来るんでしょうか。私はそこが何とも不可解でしょうがありません。そちらが先ではないんでしょうか。

○議長（市原重光君） 提出者、今関議員。

○8番（今関澄男君） この議論につきましては、先程私が経過の中で申し上げましたが、平成26年の議会改革特別委員会の中では、議員を減らして歳費を上げるという意見もございました。そして、議員を現状のままにして歳費を下げるという意見もございました。また、議員を現状のまま歳費を削減するというような話、また、歳費を上げるという話もございました。

そういった面で、これにつきましては相当議論をして一つの方向に導いていかないと、なかなかそれぞれの考えがあると思います。したがって、今回は削減という一つの方向で提案をさせていただいた、こういうことでございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ですからね、私から直接ではありませんけれども、議員報酬を減らすということをお願いしましたよね。何でお断りになられたんでしょうか。そこには何の意味があるんでしょうか。減らすということならば、別に報酬だっていいわけですよ。もう今月から減らすとか、来月から減らすとか。12月までそのまま置いて、改選後に人を減らせばいいと。

それで、先程議論が伯仲していいじゃないかとおっしゃいましたけれども、それは今私たちがやっていることを否定するものでしょうか。余りにも失礼だと思います。

○議長（市原重光君） 提出者、今関議員。

○8番（今関澄男君） 失礼な話であれば、それは訂正をしたいというふうに思います。

いずれにしても、この議員を減らすというようなことにつきましては、比較論というのはどうしてもそういう話になってしまいます。そして、歳費を減らすということも当然ありますが、この議員歳費につきましては、21万3,000円という今決まった額でございますけれども、これも郡内一円、ある程度歩調を合わせてそういう歳費というものは成り立っているのではないかなというふうに思います。したがって、その辺の協調も十分理解しなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

〔「議長、お許してください、3回超えますけれども」の声あり〕

○議長（市原重光君） 許します、どうぞ、田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ですからね、あなたには自分の考えがないんですか。歩調を合わせる、周りと合わせればいい、協調性があればいい、そういうことですか。自分の考えというのはどこにあるんですか。私は聞いていますよね、メリットは、町民に対するメリットは何だと。それで、自分たちは身を切るべきではないかと。周りと合わせて、周りと同じような金額をもらえばいいということですか。それはちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 私はそれこそ、歳費の内容につきましては色々と意見があります。ありますけれども、それを申した場合は、また細分化した内容になりますので、あえて言いませんけれども、やはりバランスというものは、これは十分考えるべきだというふうに思います。そういった面で私は、一貫して削減の方針で平成23年の特別委員会から削減の姿勢を貫いて参っております。ですから、右行ったり左行ったりはしておりませんので、その辺の意思の変更はございません。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 何点かお話をさせていただきます。

先程、前回の議論の話がありましたが、その場で報酬を上げて議員を減らすという意見を言ったのは私ですが、その前提がありまして、そこをへし折ってもらおうと、随分話が変わってしまうこととなりますので一言言わせてもらいますが、若者が出やすい議論を先にするべきであろうと。そして、議会改革の中で、若者が出やすいために、例えば夜間議会、休日議会、そこら辺もあるだろうと。一概に定数を削減すると、住民の意見が出づらくなってしまふ。閉鎖的な議会になるのを避けたい。そのために議会改革の議論が先だろうということで話をしていたつもりであります。

その中で、若者が出るためには報酬を上げて、定数を下げるのもありだろうということで言ったので、そこだけは間違いのないようにしていただきたいと思うんですが、減ることによって住民の意見が上がりづらくなると私は考えるんですけども、その部分はどうお考えでしょうか。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 議会改革の内容につきましては全く同意見でございまして、やはり現状より一歩前に出るということで、議会をいかにいい方向に運営するかということは、あらゆる改革をしていく必要があるというふうに思います。そういった面で、議会の開催のあり方、また質問のあり方、そういったものは一つ一つ、この改革委員会の中でやっぱり進めていくべきだというふうに考えております。

それから、住民の意見を十分聞くということは、やはりふだんの議会活動、こういったものを心に持って議会活動を行う。こういうことが必要だと思いますので、その辺も十分留意しながら今後活動して参りたいというふうに考えております。

〔「答えになっていないのでもう一回してください」の声あり〕

○議長（市原重光君） 答えになっていないそうです。

〔「定数が減ることによって住民の意見が反映されないんじゃないかと、それについて……」の声あり〕

○議長（市原重光君） 田中議員。

〔「2回目になっちゃう」の声あり〕

○議長（市原重光君） 1回目でもいいから。

○13番（田中憲一君） 定数が減ることによって、住民の意見が議会に反映されなくなる可能性があると思うので、その減ることによって住民の意見が反映されなくなるんじゃないかと、そこについてはどう思いますかという。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 非常に難しいところでごさいますて、やはり大勢いればそれだけ受け持ち人数は、これは計算上それはなっています。また、これが平均的にその人口に応じた、そういう議員の立ち位置であれば、そう問題はないというふうに考えますけれども、いかにせん選挙で選任されるわけでごさいますから、その辺は当然数が多ければそれだけの対応は出来るというふうに思いますよ。しかしながら、それをある面、活動の中で行っていくべきだというふうに私は思いますけれども、それではまずいんでしょうか。答えになっているかな。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） わかりました。まあいいです。一生懸命働けど、減った分一生懸命働くよという。今、一生懸命働いているからこそ、この人数でも回るのかなと思っているわけでごさいます。

もう一つチェック機能という議会の部分で、やっぱりそれを見る目がなかなか万遍に見られなくなる可能性もあるけれども、そこら辺はどうしたらいいか。

それから、あともう一つ、議会は大きな行政区でも小さな行政区でも、決算審査でも予算審査でも、厚さは変わるかもしれないけれども、やる仕事は同じだし、常任委員会も前は三つあったのが二つになって、その運営とかも議論をしてもっとシミュレーションした中で次の、例えば、じゃ、削減だねという話になるんだったらわかるんですけども、そこら辺もしないで、足元も見ないで、すぐ削減に取りかかるという、その理由は何でしょうか。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 先程、私、提案理由を申し上げましたように、即、すぐ削減ではごさいません。これについては、平成23年からこういったものについては何回となく議論し、そして色々検討委員会の中で議論し合って参って、今日に来ているわけです。

したがって、昨日、今日の問題じゃなくて、長い間の積み重ねで提出したということでごさいますので、その辺は勘案をお願いしたいということでごさいます。

それから、各常任委員会の、その活動等の関係でごさいます、本町にいたしましては、皆さんのご理解の中で、予算についても決算についても、両常任委員会が全員の議員でもっ

て審議をする。こういうことで非常に前向きな形で議論を進めております。そういった面で、皆さんの意見が十分反映されるということで現在来ておりますので、是非この精神をやはり大事にして参りたいなというふうに私は思っております。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 最後に、削減の真意、先程報酬二人分減るという話がありましたけれども、質問がちょっとダブっちゃうかもしれないんですけども、議員定数を削減しないで報酬を下げるほうに踏み込んだほうが、議会の働きがしっかりなされると思うんですけども、さっきと同じ話になっちゃうかもしれないですけども、その部分をいま一度お聞かせください。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） それにつきましては、そういう話の中身については、やはり議論をする場、いわゆる特別委員会の中で色々皆さん方のご発言をいただいて、そういうことも十分出て来るといふふうに思っていたわけですが、残念ながら、そういう議論、細かな議論をする場も作り得なかったということがございます。そういった面で、費用の削減だけの問題じゃございません。

いずれにしても、私はそういう環境の変化が、今も大きな環境の変化になっているわけですが、自ら改革していく、その姿勢を示すことが必要だといふような位置付けから提案をしたところでございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） それでは、ただいまの議員削減案についての質疑をさせていただきます。

まず、議員提案をした今関議員においては、これまで議会改革等熱心に問われてきて、私も常に傍聴してきたところでございます。しかしながら、今回の削減の是非、これについては議会改革の面からいえば、議会の機能が現行以上に発揮出来るようになるか、ならないか。これが議会改革の基本判断基準、基本的な判断基準だと思います。

そこでお伺いしますが、定数削減することによって議会機能はどれだけ向上するのでしょうか。

併せて、今まで質疑の中にもありましたけれども、財政が逼迫する中、定数を削減しても、議員も身を切る覚悟が必要ということですが、このことは議会改革の話ではなく、財政改革の話です。議会が行政職員の削減を迫る場合のみ有効な議会サイドの心構え

を示すものだと理解いたしております。この延長線上には、不要不急の支出がないか、住民の要望に即した施策などの議会の行政に対する監視機能低下、住民サービスの低下が予測されるのであります。この財政困窮を迎えるときこそ、議会の監視機能を十分に働かせる必要があると考えております。

あと、人口、財政規模に対しても、他町村と比較して議員数が多いということですが、これは明らかに比較論としての財政改革をするときの参考資料であって、議会の機能をどう高めるかの主体的な議論ではありません。議会改革の一環とするならば、報酬削減が優先されるべきだと、このように考えています。

もう一つは、町民の方々の多くから言われることもあるんですが、働かない議員が多い、減らしてもよい。このような声も結構あります。しかし、このようなことで、私自身も大いに反省する点はあるんですが、だからといって、この声に迎合して定数削減をすることは解決ではありません。議員自身の問題と捉え、自らが答えを出す話です。

以上、そう考えています。

○議長（市原重光君） 3点出ました。

今関議員、どうぞ。

○8番（今関澄男君） 議会改革は非常に幅広い話でございまして、それこそ議員の人数、定数の問題も議会改革の一つです。そして、それこそ質問の仕方なり、議会の開く日程の問題なり、色々な面が議会改革の中身に入って来るわけです。これは広い意味で、やはり議会改革をしてスムーズな運営をするための一つでございまして、この辺は十分やはり認識をしていただいて対応していただきたいなというふうに思うわけでございます。

それから、人数が減ったらどうのこうのということですが、睦沢町の議会も当時22人とか18人とか、こういう中で推移をして参りました。そして、平成18年は16人から14人にとということで、そういう推移をしているわけです。やはりその中で各議員が十分議論をしながら、こういうことで経緯を持ってきているわけでございますから、その辺は十分理解をしていただいて、この辺につきましては、それぞれの考えがございまして、答えになるかもわかりませんが、議会改革のあり方については十分今後話し合っていくべきだというふうに思います。

○議長（市原重光君） もう一点あったか。

〔「比較論」の声あり〕

○8番（今関澄男君） 比較はですね、これは誰が、小学生が見ても誰もという形になります。

人口1万4,000で定数14、7,000で14、そうすれば倍という形になって、そこはどうなんですかというのは、これはもう誰しも思うことじゃないかなというふうに思うわけです。

したがって、比較的には、近隣は同じような町はこういう形、また、近隣市町村はこうなっていますよという話をさせていただいた。これも一つの定数削減の大きな理由の一つではないかというふうに私は思います。

○議長（市原重光君） 他に質疑。

まだある、どうぞ。久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 今言われた比較論の話なんですけれども、要するに定数削減は議会機能の向上に、現行以上の機能発揮を出来る議会になるのか否か、その辺をお伺いします。

もう一つ、人口規模、財政規模に比較してという話の中で、比較したら何がよくなるんですかということです。議員が多かったらなぜ悪いんですか。その3点でお願いします。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） これは誰が見ても思うことではないでしょうか。考えることは私はないと思います。すぐわかることでありまして、これは全部の町民に聞いたわけではありませんから何とも言えませんけれども、やはりこれ比較論は一つの話をする、いわゆる提案理由の一つだというふうに思います。したがって、提案したわけでございます。

他に何か。

〔「削減して議会機能はどこがよくなるんですかという話」の声あり〕

○8番（今関澄男君） 議会機能、大勢いるのと削減した場合どう変わるのかということでございますけれども、これはやはり議長を始め皆さん方と十分議論を重ねていく。そういう議会のあり方、こういったもので内容的には変わって来るんじゃないかというふうに思います。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 今、私の質問のほうに答えは、議会機能がどのように機能アップするかということについてお答え願いたいということで、これからの、とにかく削減して、これからの話だというような話ではございません。

人口の比較論の話にしても、これは見て当然だと言いますけれども、比較論で何がよくなるかということが全く見えない。単に、議員の数が多ければ、それだけ議会費が高くなる。それは理解しますよ。それは理解するんだけど、その話は報酬を下げるというのが先じゃないですか。要するに財政論の話ですよ、財政改革の話です。比較論で多いんで下げなさいというのは財政改革の話。議会の中の話じゃないんです。議会機能をアップする話ではあ

りません、と思います。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） これは幾らこうやっても並行論でありまして、いずれにしましても、それぞれ各議員が誠心誠意努力をするということ、また、議会としての、議員としての資すると、こういう形で、自らこれは律するというような意味合いで提案したつもりでございますから、その辺も含んでいただきたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に議論の仕方の問題ですけれども、特に数百年にわたって少子が進み、個性、それから一人一人をお互い敬いながら、反対の立場も尊重しながら自分の意見を述べる、こういうルールが存在して定着しているヨーロッパ。私は学ぶべきだと。つまり、意見の違うことと人格とはまた別の問題でありますから、私はせっかくそういう意図で出された発議ですから、大いに議論をします。この議会自体の民主的なシステムをより有効に活用すべきだと。

この機会に大いに議会としても質を上げるというのに役立つんじゃないかということで、先程この発議案の提出については賛成をしたということですので、個人的に今関さんについてどうこう言うのではないので誤解しないで、今関先生の人格だとか色々な努力については評価をしておりますので、誤解のないようにしていただきたいと。下手すると、何か反対意見言うと、全面的に否定するようにとられますけれども、そうではございませんので、最初にお話しておきたいと思います。

それで、第一に提案理由の説明の中で、地方自治法が当時の人口の数からそれを取っ払ったということでの削減の理由が出されました。以前の、改正以前の地方自治法の91条では、人口5,000以上1万未満の町村議員は18名とされていたわけでありまして。これが取っ払われたわけでありまして。

つまり、地方自治法の変更は、人口と議員の数については規定していないわけです。だから、どこがどの数だとか、どこがどの数が適正だとか、隣の町がどうだとかということについては、地方自治法の改正を理由にされましたが、そのこと自体が他の周辺との比較ということを否定していると思うんですが、この考え方はいかがでしょうか。第一です。

第二に、例えばむつざわスマートウェルネスタウンつどの郷うんぬんの財政の問題がある。だから議員は改革をしていく、議員を減らすという理屈でございますけれども、町の議員の最大の役割の一つは、その議員が町がやっていることについてまずいと思った場合は、

対等の立場でチェックをし、バランスをとり、その中で全体として町政が進んでいく。このチェック機能であります。議員の役割というのは。これを減らすということになれば、自らこうした債務負担などについての意見が違うのに、自らの役割を否定するということにつながる自己矛盾に私は陥っているのではないかと思うわけであります。極端に言えば、定数14を12にするんだったら6にしたほうがいい、3にしたほうがいい、2にしたほうがいい、いないほうがいいと、極端に言うんですよ。そういう流れを促進すると。

一つ目の提案理由も二つ目の提案理由も、自己矛盾に陥っているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 先程、地方公共団体の組織及び運営について、地方自治法の一部改正する法律が制定されたということで、これにつきましては人口に応じて上限数を、その自由度を国は拡大するんだ。自由に議論して、その辺は決めてくださいというような内容の自治法の改正だと私は思います。

そして、5,000人以上1万人以下については、当時18人ということであったわけですが、これらにつきましても、先輩議員たちは隣の大多喜町なり、そして色々な先進地を視察研究しまして、これを18を16と、また16を14と、こういう形で論議しながら削減した経過だと、私は先輩議員の人たちに敬意を表したいというふうに思いますが、そのようなことで矛盾しているとは私は感じておりません。自治法はそういった形で、これを白紙に戻して、十分お互いに議論して決めていくんだという内容だというふうに私は理解をするところでございます。

それから、財政の厳しさ、そういったものに対して、やはり姿勢を示して、その内容について減らすということはどうなんだということでございます。これは自分の考えで、やはりこれについては財政的に将来厳しくなるんじゃないか。これは自分自身にもそうですが、執行部に対してもその辺については強い発信力を示したつもりでございます。そういった面を十分酌んいただければ、私はありがたいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

回答になっているかどうかわかりませんが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初のところは自由度を上げるということで、自ら私の指摘につい

ではお認めになったと。つまり、隣の町の何とかが幾つだから、この数をこういうふうにするべきだという議論については自由度を上げたということを自らがお認めになったので、提案理由第一については、これは成立しないと私は考えます。

第二に、議員の発言力とは何でしょうか。それは、町民の多様な声、それは例えば、町がやっていることに賛成の方もいらっしゃる、反対の方もいらっしゃる、色々な理由がある。そういうような多様な意見を出来るだけ議会がそれぞれの議員が反映する。そして、長は長でその意見も聞きながら、自らの意見もやりながら、全体としてある方向に進むということでありまして、これは議員の数を減らせば、そのことの力が強まるということよりも、様々な意見を多様に反映することこそがチェック機能を強める大きな問題ではないでしょうか。この第2点についても、私は提案理由については破綻したと考えております。

それから、少数になってこそ精鋭になるというようなお話がありましたが、ここに私は全国町村議会議員の、町村議員の議員報酬等のあり方検討委員会、最終報告平成13年3月、こういう文書があります。これは、全国の町村議会の部分が調査をして、実態調査として出したものでありますが、この中ではっきりと、少数になっても精鋭になる保証はないと。こういう全国的な立場からの指摘が明確にされております。

個人でどう思われるかは自由であります。全国的なこうした調査の中ではっきり保証はない。もちろん、少数になって精鋭になるかもしれない、多数になって精鋭にならないかもしれない、そういうのはあるかもしれませんが、少数になったら必ずイコール精鋭になるという保証はないというのが、こうした全国町村会の最終報告の内容であると私は考えますが、これはこの答申についてそうではないという別の証拠があるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） まず、私が発言しました、そういう人口に対する他町の比較論、これは単純にバランスを言っているつもりでございます。したがって、これが崩れたということは、これは私のいわゆる提案、発議理由でありますから、崩れたか、崩れないかはひとつ、そういうふうに思っただけでも、これはいいんではないかというふうに思います。

それと、全国議長会のアンケート、また、それについていただいております。これについては、やはり言っていることは理解は十分しております。適正な委員会の人数、こういったものは十分必要だということは、その中でうたわれておりますから、それを否定するものではありません。これは、議長会のやつはたまたま今年来ただけではございません。これは毎年出されております。

内容的に見ますと、やはりそう大きくは変わっておりません、中身的には。基本的な提案の仕方はほとんど、そんなに大きな変化はないというふうに見ております。これも各市町村に対するアンケートをとった内容のお示しでございますから、これは一つの参考資料として十分尊重しながら見ていく必要があるというふうに思います。これを否定するものではありませんので、ご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

非常に高度な難しい質問でございますから、私もなかなかそこまで勉強していませんので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 議員として町民の代表している立場で、こうしたものをしっかり出すわけですから、そのところで私は勉強していないというのは非常に私にとってはばかにされたような気がします。出されたから私だって勉強するわけですよ、それはお互いに。そうやって議論すべきでしょう。それを答えられないから勉強していないという、それはおかしいでしょう。そしたら町政について質問したときに、勉強していないと言ったらみんなどう言いますか。それで町長やれるのかと言うでしょう、恐らく。同じことですよ。

それと、先程言った第一の理由については、提案者自らが、地方自治法がこういうふうに変ったからと、それを理由に出したから、私は地方自治法のほうのところではそうでしょうと答えたわけですよ。じゃないですかと。そうしたら、そういう考えもあるかもしれませんかと。前提を自ら出しておいて、それが客観的に否定されたから別の論理に持っていくというのは、これは議論として、私はルールとしてはおかしいのではないかと思いますよ。睦沢町の特殊な例があるんだったら出せばいいわけで、そういう種類の問題だと私は思います。

ただ、続けて言いますよ。今関さんの今やっていることは、その視点とは別です。今論理の問題で言っているのです、そこは本当に誤解しないでいただきたいので。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 勉強不足なんて発言しましたけれども、これにつきましては失言でございますので、取り消しいたします。真意を持って提案したわけでございます。

くしくも23年の定数問題等調査検討委員会の中では、結論が出されたその後、同じ検討の中でこの自治法の改正があったわけですね。しかし、残念ながらその議論がこれについてはなされなかったという経過を私は記憶しております。本町の特別委員会の中で方向が出てからこういったものが出て来たというような形の報告が遅くなったということで、これについ

ではそう議論はされなかったということで、非常に残念だったことは記憶しております。

したがって、この議論を、やはり今質問されたわけですが、もう少し掘り下げた自治法の改正の中身をやはり議論すればよかったのではないかなというふうに今思っておりますが、これでもって全体の比較とかを否定するということではありませんので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 2番。それでは、議員定数削減案に対して反対の立場から討論いたします。

先程の質疑の中でも既に申しておりますが、その点をまとめて反対討論として述べます。

まず、議員定数削減の是非については、議会機能が現行以上に発揮出来るようになるか否かが基本的な判断基準だと考えます。二代表制のもと、議会の重要な機能である執行機関に対する批判、監視機能、住民意思の反映、地域の均等ある財政などは、議員が減れば物理的に確実に低下するのは明らかです。

現状では、大多数の地方議会が議員定数削減をしている中で、削減がまるであたかも当然よいことのような印象を与えていますが、その理由はどのようなものでしょうかということで、先程も質問しました中でもありますが、理由その1として、財政が逼迫する中、定数を削減して、議員も身を切る覚悟は必要ということでございましたけれども、このことは財政の話であり、議会が行政職員の削減を迫る場合のみ有効な議会サイドの心構えを示すもので、この延長線上には、不要不急の支出がないか、住民の要望に即した施策になっているかどうか、議会の行政に対する監視機能低下と住民サービスの低下が予測されます。財政困窮を迎えるときこそ、議会の監視機能を十分に発揮させる必要があります。

理由の2として、人口、財政規模などを他町村と比較して議員数が多いということでございますけれども、比較論として、財政改革の参考にはなりますが、議会機能をどう高めるかの主体的な議論ではありません。財政改革の一環とするなら、報酬削減を優先させるべきだと考えます。

理由の3として、働かない議員が多い、減らしてもよいという声も聞こえますが、この中で、だからといってこの声に迎合し、定数削減をすることで解決する話ではございません。これは、定数削減の声は議員自身の問題と捉え、自らが答えを出す問題です。

そのように考えて反対といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 賛成の立場で述べさせていただきます。

私が出す数字は、平成31年3月に発行された冊子、町村議会議員の議員報酬のあり方、最終報告、これをもとに最新の数字だと思っております。

先程からこの定数問題がありますが、そもそもこの定数問題というのは、数学や算数のように数字が、答えが100%出るという次元の問題ではないと思います。そもそも人間が扱う、人間がいる自治体ですから、その自治体の人間を、あるいはその仕組みをどうするかという問題でありますので、これは大部分が基本となるのは常識あるいはバランスということではないかと、私はそういう視点で見っております。

したがって、二つの視点、観点からこの賛成意見を述べたいと思います。

先程の冊子では、全国926議会の中で町村議会の定数の平均は12でございます。1人当たりの議員定数の人口は900人台でございます。

なぜ、じゃ陸沢は減らしたほうがいいのか。一つの背景として、例えば4年前は議員は13名でした。13名で回っていたわけですね。私の感覚では12.5だと思っているんですが、いずれにしてもそういう実態があります。

それから、やはりこの主な要因というのは、定数の要因になるのは、人口というのが1番大きいと思います。その次に議会費などの財政、そしてまた、周辺自治体との比較ということになって来ると思います。

もう一つ、先程から住民の声を吸い取れないんじゃないかということがありますが、例えば、埼玉県の新井町、ここは人口4万5,000人台です。ところが議員は15人しかいないんです。あるいは茨城県の阿見町、競馬で有名な阿見町ですね。ここは人口が4万7,000人ですよ。議員は何人か、18人です。それを見れば、果たしてこういうところは、なぜじゃ定数を増やさないのか。住民の声を吸い上げるなら、20人でも30人でも議員を増やせばいいじゃないですか。なぜやらないのか。

やっぱりこれは議会、あるいは議員の努力というものは絶対必要だと思うんですよ。その議会、議員の努力をサポートするような、人間は楽をしたいですからね、そういうことを考えて、今の数字、陸沢の14という数字を見た場合、やっぱりちょっと適正ではないと私は思います。

じゃ、いきなり10とか一桁のほうがいいのかというと、やはりそれもいきなりというのはちょっと厳しいと思いますので、4年前の13、私の感覚では何回も言いますが、12.5です。それを見れば、この12というのは決して少ない数字ではないと思います。それで、12人で住民の声を吸い上げられないのかといたら、そんなことはないと思います。あるいは議会の強化出来ないんじゃないか、そんなことはないです。やり方によっては幾らでも出来るはずなんです。ですから、そういうことを考えますと、私はこの12人にするという機会は実にいいタイミングじゃないかなと思います。

そういったことで、是非ともこの発議案に賛同していただけるよう、賛成意見を述べます。

○議長（市原重光君） 次に、反対者の発言を許します。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 5番。私が残念に思うことは、いつも皆さんこれほどまでに議論をなされればいいのにとということです。今ある町民の批判の声はそういったことじゃないんでしょうか。まず自分の反省からじゃないでしょうか。

私はもともと、定数は多くし報酬は半分位にとという持論を持っておりました。今回も出そうとしましたが、賛成者が一人しかいなく、断念いたしました。

まず身を切るというのであれば、報酬からでしょう。定数を減らすことが議会の質を上げ、行政のチェック機能が向上するとは到底思えません。

今ある町民の声を真しに受けとめ、しっかり仕事をし、その上で定数を決めていくべきではないでしょうか。私は、定数削減は反対でございます。するのであれば、報酬からだと思っております。

そういった点から反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

先程1番の丸山さんがお話をしてしまいましたが、実は13名で回っていた3年間というのは、実は私はいなかったと。これは私が言わなくちゃいけない言葉だったのではないかなと

思っていました。

その13名のときには、常任委員会が三つあったのを二つに絞ったという経緯があったと私は思います。しかしながら、一つ削減されておりましたよね。当然私がいなかったんですから、14が13だったと思います。

そのときに色々と不都合があったのかどうか。また、住民からの要望等が果たして議会に出て来なかったのかどうか。そういったところがすごく懸念されます。私が聞くところによりますと、そういうことはなかったのではないかなというふうな気がいたしております。

もう一点、大きな点は、今、田邊明佳さんがおっしゃいましたように、報酬の削減、これは当たり前のことであります。だから、私は、欲張るわけじゃありませんけれども、定数を削減した後に、自分たちの報酬も削減するという意気込みで、やはり定数を削減していかななくてはいけないんじゃないかなと思います。

もう一点恐れるのは、議員になり手がなくなってしまうんじゃないかということもちょっと懸念はされます。これは私の考えですから、皆さんどう思うかわかりませんが、そういったことも全国でありそうな気がしていることは事実であります。

私は、この定数削減に賛成者として回ったその中でも、私は町民に公約も一つしてあります。どうしても削減しなくちゃいけませんということで大分言われておりましたから、そのことについては公約をしてあります。その反面、なかなか定数を下げることに積極的でなかったことには本当に申し訳ないなという気持ちでいっぱいであります。

この賛成する立場の中には、定数を削減すること、後には報酬も下げなくてはならんというのを申し上げて、賛成の立場といたします。

○議長（市原重光君） 次に、反対者の発言を許します。

田中議員。

○13番（田中憲一君） 13番。反対の立場で討論を行います。

定数問題より議会改革の議論が先であると考えます。地方議会のあり方検討会でも提唱しているとおおり、改革に当たっては、定数問題のみならず、議会の開会を夜間や休日にするとか、報酬の見直しなど、定数問題の前に議論すべきことがたくさんあります。

私は何より、責任世代である若者が参画しやすい議会づくりをするべきであり、定数問題の議論はまだ時期が早いのかと考えます。議論がなされた後で定数問題に踏み込むべきだと思っております。

定数が減ることにより、町民の意見が反映されない閉鎖的な議会になる可能性を含みます

し、議会の活性化に足どめになる要素がありますので、私は反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 7番。賛成の立場からお話ししたいと思います。

丸山議員がおっしゃった話はほとんど私も同感でございます。

中村 勇議員のおっしゃった13名の話で、私も当時スタートしています。それから約3年半、議会の仕事をしてきましたけれども、そんなに不都合がなかったのかなというふうな認識は持っています。ただ、これから、委員会も統合されたり、ちょっと活性化もなかなかいかなかったんですが、やはりそういうところの活性化をもっともっと活発化して、議員の資質を上げたりして、12名でも何とか行けるのかなというふうに思っています。

そういう意味で、色々な話がありましたけれども、同じような話になっちゃいますので、そんなところで私は賛成の討論としたいと思います。

○議長（市原重光君） まだありますか。

次に、反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。不都合があったとか何とかの問題じゃなくて、住民の声に応えた町政にどういうふうに前進していくかという視点が私は大事だと思います。

例えば、私なんかはずっと言っていますが、子育てでそれこそ支援として日本でも名をはせるような町にするという、そういう町にしよう。そして、お年寄りの福祉も充実するというので、行政の方にもお話を聞いて、そして一致するところは一致してやるという、そういう町民の願いに一つ一つ応えていくという、そういう役割を議会としてどう果たしてきたのか、どう果たすのかというのが第1点です。

それから第2点に、議会、この日本というのは法治国家でありますから、法律でどういうふうに地方議会が位置付けられ、そして何を求めているかという視点から、私はこの定数問題を考えるべきだと思います。

地方自治法の役割については、憲法の92条で地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとあり、地方自治法で明確にされている、これが1であります。

2が地方自治の本旨、ここが大事であります。住民自治、住民自らが地域のことを考え、自らの手でおさめること、もう一つは団体自治であります。地域のことは地方公共団体が自主性、自立性を持って、国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくこととされると。

つまり、多様な意見をどうきちっと反映して議論をして、そして、その中からよりよいものが最終的には多数決になりますが、やっていくかということであります。これは減らせば減らすほどいいんだということの、ある意味では逆行であります。そういう多様な意見をどうやってやるんだと。13だったからよかった、12だったから問題なかったと。私は問題がなかったという問題意識こそ問題だと思うんですね。私はですよ。

地方自治法に基づく仕事を首長という、いわゆる大統領制、それと議会それぞれが独自の権限と役割を持って、相互にチェック・アンド・バランス、抑制と均衡の関係を保つ。そして、全体として住民から選ばれた地方自治機関としての役割を果たすということが、日本における地方制度の特徴を踏まえるべきだと。このことは定数削減というのは、こうした地方議会の多様性、また別の言い方を言えば、地方自治という民主主義の形骸を自ら取り崩すものとなりかねない。

その上で、地方議会と議員の役割は、それぞれの地域の多様な住民の意思を代表する機能。第二に、自治立法権に基づく立法機能。第三に、執行機関に対する批判、監督機能であります。これは地方自治法で、それこそ常識とされている内容であります。議員定数を減らすということは、こうした多様な声の反映の幅を狭めることになるということでもあります。

第二に、今日行政が国の施策の意向で左右され、団体自治の幅が極めて狭められていると私は感じております。多様な住民要望に応えるべき課題を議会のそれぞれの立場を超えて、行政に対して私は今こそはっきり国に対して物を言う。色々な違いがあっても、そういう役割が問われている時代に入ったと考えます。

睦沢町という議会の中で、決められた予算の中でやらなきゃいけません、その枠を広げるといふことも、私は議会の役割ではないかと考えております。

国に対してははっきり物を言う。例えば、沖縄がその例であります。県民の圧倒的声を代表して、知事と議会の全てが基地問題をめぐって意見を出す。そして国と議論をしていく。だからこそ、これまで私も取り上げましたが、国保会計をめぐっても、国の立場と対立しながら、全国知事会が財政対策を国に求めるなどの動きも出ている。私はもっとこういう、睦沢町を財政の面も含めて、もっと広く意見の違いを超えた一致点で大いに住民のために力を合

わせるときではないかと考えます。

だからこそ、例えば県からの強力な合併の動きがあったとき、町行政の独自性を守り、長生郡市それぞれの住民に基づく特徴あるまちづくりへの町民の要望を反映して、今、自立したまちづくりとして大変困難な中ではありますが、こういう意味では町長も私と意見は違うところたくさんありますが、一致するところもあるわけでございますが、独自でやれたわけですよ。これでなかったら出来ないんですから、こういうふうなやりとりも、ということがあります。

次に、財政論、人口論があります。

この根源は何かと。今町民が本当に苦しんでいるのは何かと。これは町の財政の使い方の問題もありますよ。だけれども、大もとでいえば、一方に財源はたくさんあるんですよ。富裕層、巨大な企業、400兆円を超える財源がある。サービス削減される、財源がありながら。アメリカのためには何か必要かどうかわけのわからない飛行機ばんばん買うと。そういうところに、住民の立場に立って、みんなで協力してこっちにお金を回せと言うときじゃないでしょうか。そういう大きな問題で、私は今、この議員がみんな力を出してやることでありまして、定数が減ったから何でも問題がなかったということではないと思います。

さらに言いますけれども、全国でこういうふうになっている、1人当たりがこういうふうになっている。そういう、他がこうだからでなくて、睦沢町は日本一の何々を目指すんだという位のつもりで一致して頑張れば、町民も拍手を送ると思いますよ、私は。それはなかなかいくことではありませんが、ただ、私は町長に対して真正面から批判するところはしますが、よくやっているところはよくやっているというところで進めていくということだと思います。

以上の理由で定数削減を進める本発議案に反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今言ったことは、ほぼもったもなことを言っていると。ただ、出来るか出来ないかが、私はそこが問題だということは思っているわけですよ。金が幾らでもあれば、夢は100でも200でも出来る。睦沢は今そこが苦しいと。町長が夢を語っている。出来るだけそれを実現させてあげたい。そのためには、じゃ何を切れるかなんです、問題はそこなんですよ。

副町長さんが何かのときに、色々言ってバランスとっていきますと。だから、議会もその

役をやらなくちゃいけない。それでさっき田邊議員が言ったのは給料カット、私はそれは本当のこと言って、それが先だと言われるとそうだ。

だけれども、私は議員定数というのも、それを先にあつたので、議員定数、おまえ二つやるとは何事だということがありまして、私は本当のこと言って両方一緒にやってもいいと。だけれども、そんなこと言ったら結局意見が分散して駄目だと。私はそういうことで、まず議員削減。だから順番は言われれば、私の理論はみんな駄目になっちゃうんですよ。

だけれども、睦沢町をよくするためには、どこかをわかりやすく言うとお金を節約する。自分の家なら節約、節約ですよ。人のためでなく自分の、私は余り使うタイプじゃないんですよ。だから、町も余り使えないけれども、夢のためには使わせてあげたい。これが本当の気持ちで、じゃ、何を切るか。だから、議員切れればもう給料削減。それで、順番が違うかもしれないけれども、給料削減はいつでも出来る。ただ、言われたのは議員削減。今こんなに日にちが詰まったところで何言っているんだと。もっと早く言えばよかったんです。私はずっと考えているけれども、その辺がよくわからなかった。議員の仕事は何だろう。だからその辺もやっぱりそれも一つの仕事だと。

改革も少しずつしてきているんですよ。その委員会を何だか三つが二つになったとか、全員でやる。私はこれでよかった。最初二つに分かれたというから、何だ二つに分けただけじゃないかと、私は心の中で思っていましたよ。でもそれを二つでどうのこうのじゃなくて、一緒にやる。それは非常に改革だと。

あと、夜やったり、その辺も私も夜、会議をやるとかって。だけれども、夜やると金がかかるんだよとか、そんなこと言って、ああ難しいのかなとか、一応考えていることは同じことをみんな考えている。ただそれをじっくりけんか面で、言葉悪いけれども、ぎゃんぎゃんやれば、私も議員になってよかったなど。今まではそれを求めてきたけれども、自分が気が小さいから出来なかったけれども、これで本当の議会のような気がしてきて、私は今そういう気持ちで、まず出来ることをやりたいということです。

○議長（市原重光君） 賛成ですね、賛成の立場ですね。

〔「削減のほうに賛成です。それはそれです」の声あり〕

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 3番。私は選挙のときに公約として定数削減を訴えましたので、これは定数削減に賛成です。

それと、私は折々、町なかを結構歩いて、住民の方の、町の人の方の意見を聞いています。その中には、定数増やせという人は一人もいませんね。削減にするほうが圧倒的にしろと応援してくれます。頑張れと。そういうことで、要するに町の人の方のどう考えているか。これを反映させるのが、やはり議員の務めではないでしょうか。

今、様々な反対意見、先程表現した、もっともらしい、あるいはとても立派な、そして、厳かな反対意見がありました。これが町民の皆さんに果たして理解し、受け入れられるでしょうか。私はそんなに、そういう難しい理論でもって町民の心は動かないと思います。それは中にはいるでしょう。それは少数だと思います。

そういうことでやはり再度言いますが、町民の多くの方は削減しなさいと言っているんです。それに反することは、やはり議員としてはいかがなものでしょうか。私は日々歩いて皆さんの意見を聞いています。中からそう感じております。

どうか賛成する方、反対する方、よくお考えになっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ない。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立少数です。

したがって、発議案第1号は否決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回睦沢町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 4時35分）